

1. 委員会を開いた年月日及び場所

平成26年12月8日 午前9時30分開会
小値賀町役場 3階第1会議室

2. 出席した委員の氏名

委員長	宮崎良保
副委員長	末永一朗
委員	伊藤忠之
委員	浦英明
委員	小辻隆治郎
委員	土川重佳
委員	松屋治郎
委員	近藤育雄

3. 欠席した委員の氏名

なし

4. 出席した委員外議員の氏名

議長	立石隆教
議選監査委員	岩坪義光

5. 説明のため出席した者

町長	西浩三
副町長	谷良一
教育長	浦幸一郎
会計管理者	大田一夫
総務課長	中川一也
住民課長	吉元勝信
福祉事務所長	植村敏彦
産業振興課長	西村久之
産業振興課理事	尾崎孝三
産業振興課理事	永井克宜
建設課長	升水裕司
建設課理事	蛭子晴市
教育次長	田川幸信
農業委員会事務局長	熊脇一也
診療所事務長	近藤進

6. 職務のため出席した者

議会事務局長	尾野英昭
議会事務局書記	岩坪百合

7. 付託を受けた事件の件名

議案第76号

平成25年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について

平成25年度小値賀町一般会計歳入歳出決算

委員長（宮崎良保） 皆さんおはようございます。

ただいまから決算特別委員会を開会する。

本委員会に付託された案件は、『平成 25 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について』である。

本特別委員会の審査は本日と明日の 2 日間の予定である。

審査の順序として、本日は一般会計、明日は特別会計を予定している。

審議に入る前、皆さん方にご協力願います。

発言については、手を挙げて委員長の指名の後、起立して行ってほしい。

質疑に対して説明していただくため出席している説明員は、原則、町長以下、各課長職までだ。それ以外のものの説明を要する場合は、説明員が説明させる者の氏名及び必要な理由を述べた上、委員長の許可を得て発言させるようにしていただきたい。

また、その折の説明させる者の服装は十分注意されるよう、ご配慮願う。

それでは、審議に入る前に、議員選出の岩坪義光監査委員に、議員としての立場から 25 年度の決算について報告をしていただく。

願います。

議選監査委員（岩坪義光） 皆さん、おはようございます。

25 年度の決算審査にあたり、議選監査委員として監査の決算審査に臨むにあたり、審査と意見を述べさせていただきます。

今年の決算審査は遅れ、平成 26 年 11 月 4 日から審査を始めた。11 月 17 日に代表監査とともに町長に審査意見書を提出した。議選監査としてまず第一に、予算が的確に執行されているか、予算に定められた目的に従って事務・事業が町民生活の実情に最も効果的、経済的、しかも合法的に執行されているか監査を行った。そのため、決算に表示された金額に誤りがないか、計算が正しく行われているかどうか、関係帳簿及び証拠書類等で十分に落ち度無く審査を行い、議員として予算を議決し執行した結果、どれだけの行政上、経済上の効果が町民の福祉サービスなどに向上したのか、また補助金の適正化や財政事情、基金などがどうなっているかも併せて審査を行った。

意見については、平成 25 年度歳入歳出決算意見書に記載しているので、よろしく願います。

平成 25 年度は、毎年指摘してきた収入未済額が一般会計と特別会計合わせて 3,259 万 2,869 円で、前年度が 3,390 万 499 円であった。決算で不納欠損額が決算額として町税 38 万 2,900 円、国保税 176 万 2,974 円で、下水道使用料 4,010 円、介護保険料 67 万 2,920 円上がって、滞納処理が為されているのがひとつの焦点でもある。職員の滞納整理の取り組みとして、徴収に関する意欲が今までより強く感じられた。滞納整理マニュアルの作成も必要で、職員が異動した時も的確に対処できる仕組みの構築が重要である。更に賦課の公正と納税義務に理解を求めていくことは言うまでもないが、債権管理条例等、基本となる

滞納整理に関する条例・規則などの整備を強く望むものだ。

小値賀町は全国的に活力ある島として注目されているが、財政基盤が脆弱な自治体で税収や地方交付税は今後、減額が予想される。更に高齢化が伴い、新たな高い保障費の増加も避けられない状況にある。地域の実情に応じ、持続可能な財政運営を切望し、簡単ですが議選の監査としての意見を終わります。

委員長（宮崎良保） ありがとうございます。

ここで町長から決議に対する申し出があるので、発言を許す。 町長

町長（西 浩三） 全般的な審査に入る前に一言、発言させていただく。

今回の平成 25 年度の決算については、庁舎内で事業効果等について各係単位での事業評価を行った関係から、決算認定の手続きが遅れ、委員の皆さまには年の瀬の審査となり、誠に申し訳なく思っている。また税等の未納問題で、議会をはじめ町民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしているが、26 年度から督促等の適正な事務手続きを開始しているが、全ての滞納解消には至っておらず、結果として不納欠損処分をお願いすることとなっている。最初に提案理由で言えば良かったが、滞納者に対する行政サービスの制限条例及び債権管理条例の制定については、9 月会議で決議が提案され、決議書の送付がなされているので、その件についてご報告をさせていただく。

その後決議を受け、課長会等で全庁あげての検討課題として取り組み、条例の制定ができないのかの検討を始めたが、本町に当てはまらない部分の調整や、施行した場合の町民に対する影響分析等が必要であり、現実的には早急な対応が難しい状況だ。9 月会議の行政報告の中で私が説明したとおり、26 年度中の条例制定は時期尚早であるということになっている。決して債権管理条例を作らないということではないが、とりあえずは規定や要綱等で可能なので、ここしばらく猶予をいただきたいとのことなので、よろしくご理解をいただきたい。

またもうひとつの、滞納者に対する行政サービスの制限条例だが、町が行う行政サービスは多岐に渡っており、行政サービス制限対象と思われる条例が 43 条例、そのほか入札、補助金交付関係にも 40 程度のこの制限規定の場所があり、それに加えて本条例を制定することで、弱者といわれる方に大きな影響があったらいけないので、現段階ではこれに対しても慎重な対応が必要だと考えているので、どうぞよろしくご理解のほどお願いします。

どうもありがとうございます。

委員長（宮崎良保） ただ今の町長に対する質疑はあるか。 伊藤委員

委員（伊藤忠之） 債権管理条例を、早急な対応が困難ということで説明があり、平成 26 年度には時期尚早という言葉があったが、これは時期尚早という言葉は合わないんじゃないかと思う。行政サービスは、町長の考え方は、多くの問題があってもできないということだろうが、これは何故するかというのは、不公平さを無くす条例と思うので、そこら辺もよく考えて、ただ行政サービスを規制したからそれによって町民が困るということじゃないんで、そこら辺も考え直していただければと思うが、町長の答弁をお願いします。

委員長（宮崎良保） 町長

町長（西 浩三） 言われることは分かるが、我々、現実に執行していく執行部としては、26年から始めたというか、正式にいろいろな手続きを進めているので、その結果を見ながら充分慎重に検討していきたいということなので、おっしゃることは充分分かるが、現実として条例を作ることはかなり困難な作業だと思われるので、ご理解をお願いします。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。 **伊藤委員**

委員（伊藤忠之） 管理条例を作るのに大変難しく感じていると思うが、これはひとつは債権の台帳。台帳を作るのは、そんな、難しいかもしれないが、債権台帳を作ると。それと例えば債権放棄の問題、これなんかもやっぱり一生懸命考えれば早くできるんじゃないかと思うが、その点はどうか。

委員長（宮崎良保） 町長

町長（西 浩三） 今、債権放棄の話がされたが、これも手続きを踏まないと簡単に債権放棄ができないようなルールになっているので、そういうことも踏まえて時間的な経過が必要だということだ。まあ、一部分言われたようなことはできなくはないということで、ただ条例の制定には慎重である。だからマニュアル等についてはもう検討を始めているので、それに基づいて徴収事務を進めていく。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。 **浦 委員**

委員（浦 英明） 同じ質問になろうかと思うが、税の公平さから言っても、例えば私もよく聞くが、自分たちにも責任があるんじゃないか、議員ももちろん執行部もどういふふうを考えているのかと。極端な話をすれば、後々、自分たちの責任を招いたことだから、それを不納欠損にするというのは、不納欠損になった分だけ自分たちが払わなくちゃいけないのではなからうかと、こういう言い方をする人もいる。我々は議員としてそういったのをちゃんとしてきたんだと。それができなかった執行部のほうが、言い方は悪いが、悪いんではないかというふうな説明をしているが。やっぱり税の公平さから言ってもこれは早急にするべきじゃなからうかと思う。というのは、それなら我々も払わなくていいのではなからうかと、そういう人が出てきた場合、とり止めがつかないんではないか。そこら辺りも考えて早急にやっていただきたいと思うが、同じ答弁になろうかと思うが、お尋ねする。

委員長（宮崎良保） 町長

町長（西 浩三） 同じ答弁になって申し訳ないが、そういうことも踏まえて今、やっているわけだ。だから条例がなければ全くやれないということはないので、今の時点でやれる範囲内のことは、マニュアルの作成にも着手している。当然、この税務行政というのが決まっているとおりにはやらんばいかんわけだが、それができてなかったということで、26年から始めたので、正式に、法律に則った作業を。だからそれをやってしまうのは少し時間がかかって、この罰則規定というかサービス制限条例等も、今決めて、今条例を作るっちゅうのも、もちろん作業にも慣れてないから難しいんじゃないかということなので、未

納を防ぐ方法については、当然今も規定等に基づいてやっている。そういうことで、細かい制定の状況等については住民課長のほうから応えていただく。

委員長（宮崎良保） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 滞納整理関係については、いろんな形で議員の皆さまにもご迷惑をかけて、大変申し訳ない。先程来、町長が申しあげているように、課長会とかいろんな部門でこの滞納整理に関することを検討を重ねている。その中でも債権管理条例とかペナルティ条例については、町民にとっても大きな影響があるということで、充分検討をしているところだが、なかなか、法的な部分が難しく、具体的に、あちこちの条例を参考にしながら小値賀向きの条例を検討しているところだが、担当としてもなかなか、法令的に理解しづらいところがあったり、それで進めていると、もうちょっとこういう部分を整理しなければ、この条例としては完成できないという部分もかなりあり、結構難しいなというのが現状だ。そういう中で町長が言うように、作らないということはないが、今後も充分内容を精査・検討しながら作り上げていく必要があるとは考えている。それから行政サービスの制限条例については、使用料とか手数料、当然、税関係もあるが、そういうのを拾い上げるとかなりの条例が引っかかってくるということになる。それと補助金とかいろんなものを町がサービスとして提供する中で、それを1つ1つ点検する作業というのがかなり、この条例のままいくと複雑、煩雑になってくるんじゃないかということも課長会の中でいろんな意見としてあるので、これについても、行政執行する立場とすれば、どうしても平等な形でという考えの下に条例を作ろうというふうになるので、そういう部分ではもう少し整理が必要という感じがしている。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。

伊藤委員

委員（伊藤忠之） 大変難しいだろうと思うが、例えば学識経験者とか専門家なんかの知恵を借りるのもひとつの方法ではないかと思うが、その点のほうは検討したか。

委員長（宮崎良保） 住民課長

住民課長（吉元勝信） そこら辺まではいってないが、ある程度の形が整ったら、そういう法規の専門のところに照会をかけたりしてやっていったほうがいいとは考えている。

委員長（宮崎良保） いいか。ほかにないか。

議長

議長（立石隆教） 少し危機感が足りないのではないかと、執行部の皆さん。今の問題が、何も、不納欠損とかそういうのが出てこない状態の時に、予め「こういう問題が起きつつあるから条例を作らなきゃいけませんね」といわれている段階であれば、今のような釈明は良しとするところだ。しかしながら今回、不納欠損という状況を作り出したということだ。そういう処理をする時には、町民はそういう問題について非常に関心を持つ。この問題はそのまま放置していいのかという問題は当然出てくる。したがって、「この問題に対して小値賀町はこれだけ厳しい観点から、これを重要な問題だと思っております」という姿勢が必要だ。その姿勢を示すのが、2つの条例を作るということだ。技術的に難しいから、あるいはいろんな問題があるから、先送りにすると。それは自分たちの仕事のことを考え

ていくと先送りするしかないっていう考え方だ。そうではなくて、今度の場合、危機感というのはこういうことだ。この不納欠損の時期にこれをしなければいけないんだとするならば、仕事をそこに集中しなければいけないでしょう。「この時間帯にできるのはこの範囲です」じゃない。ここに至っては、不納欠損を先送りにするんなら別だ。不納欠損を先送りにしといて、今のような条例をちゃんと整備した上で「不納欠損します」ということなら理屈も通る。今のような答弁では、私は理屈は通らないというふうに思うが、いかがか。

委員長（宮崎良保） 町長

町長（西 浩三） おっしゃることも分かるが、不納欠損を今出してきたちゅうのは、ある程度整理ができたから不納欠損処分ができるようになったと思っているが、ここ10年ぐらいやってないことを始めた。26年度から始めているが、その過程で不納欠損をせざるを得ないのが出てきたということで、不納欠損をお願いしてと思っている。危機感が足りないといわれればそのとおりでと思うが、さっきからちょっと説明しているように、条例を作らなくてもマニュアルとか規定で対応できる部分はかなりあるので、それは対外的なものはあるかもしれないが、執行部とすれば今、考えてるやり方でこれを進めていって、問題がなくなったというか、整理がついたら条例化をしたいということなので、その点をご理解いただきたい。

委員長（宮崎良保） 議長

議長（立石隆教） まだ私の言ってる意味が分かっていないと思う。即ち、不納欠損という形が起きてくれば、自分の代じゃなかったからエクスキューズできるわけではない。即ち、町として徴収を怠る事実があったかということが問題になってくる。つまりどういうことかという、今まで滞納処分をきちんとしていたかという問題になってくる。それを訴えられる可能性がある始まりだ。だから重要だ。だからこれを、今回、時効の消滅の問題等がきちっと出てきたので、今回この条例2つと共に我々はこういう姿勢で臨みます、という形が必要なのだ。仕事ができないからちょっと後にしますという話で済む問題ではないと、だから危機感が足りないと言ってるのだが、それでも分からないか。

委員長（宮崎良保） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 確かに滞納については、ここ20年来、税関係についてはあり、そういう部分での対応が十分にできていなかったということは、担当としても反省をしているところだ。確かに不納欠損が今回、整理したためにかなりの金額をさせていただいているが、これが公にされるために、やはりいろんな町民からの意見とか、町としては今までどういうふうにしてたんだという意見が発生してくる可能性があるだろうとは考えている。今回の不納欠損については法律に基づいた形でさせていただいているので、直接的には債権管理条例がなければ不納欠損はできないという部分ではないが、確かにいろんな事を調べてみると、債権管理条例の中には特に税以外の強制徴収権がない部分に関しての取り決めがないと、行政としても執行できないという部分がかなりあるので、そういうのが今後、

発生しないとも限らないので、そういう部分では担当としては、十分に研究しながら早く条例制定に向けてやっていきたいと考える。

委員長（宮崎良保） 議長

議長（立石隆教） 事務上の問題としては理解できる、おっしゃっていることは。私が言っているのは、初めて町民に対して不納欠損という形をとるといふ、この事実だ。このことによつて町民がどう考えるかという問題。それからもうひとつは、何度も言うが、法的に訴えられるという状況が生まれてくる可能性があるといふことだ。この時にきちんとすべきことをしてたといふなら、何の心配も要らない。しかしながら「債権管理台帳は作ってましたか」と言われた時、「はい、作ってました」と言えますかという問題。「滞納処分をしていましたか」と言われた時、個別的な問題においてそれを怠つたといふ事実に近いものがあるのではないか、といふことを考えられるから、これからは「今まではこういう問題があつて、そういうふうなことが行われてきた事実は確かにあるけれども、これからはこういう方向でやっていきます」といふことを打ち出す必要がある。「今まではそうだったけれどもこれからは違います」といふことを打ち出す必要がある。だから管理条例の中に「これからは管理台帳を作ります」といふことを打ち出すべきだ。そういうふうなものが必要なんだといふことで、私が言つてゐるわけだ。そこが、私はちょっと認識不足だと思う。ただ、先程、怠る事実のことについて言つたが、例えば分納してもらつて、それが故に時効ではないと考えられている案件がいくつもある。ところが地方税法の15条の2項3項は、2項においては「1年以内に滞納金については徴収しなければならない」となつてゐる。これは分納はそれ以外なのかという問題がある。でも、少なくともそれを延ばすことができるのは、3項で2年となつてゐる。それ以上延ばせないはずだ。それ以上延ばすようなものを分納として認めてたとすれば、だから時効が中断してゐたと判断しているならば、これは問題だ。そのようなルール作り等は行つてゐるのか、今。さっきの町長の説明では、内々のルール、事務上のルールについては整備をしてゐると言つたが、やつてゐるのか。

委員長（宮崎良保） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 先程来の債権管理条例等と併せて、税関係においては、例えば税条例の施行規則の準備とか、あるいは不納欠損あるいは執行停止といったものの規定、それから例えば強制捜索をする場合の反則規定。それから滞納整理に関する様式関係の規定。そういったものを順次、今、調整中だ。この分についてもある程度形ができつつあるので、法令の業者に「こういう形で間違いないか」といふ照会もただ今やつてゐるので、そういう部分で、今までなかつた規則や規定も整備しながら、それに当てはめながら対応していくといふことをしていきたいと考えてゐる。分納の件に関しては、最終的に本人がこれだけの滞納があるといふのを認めて、それに基づいて、本人が承認した部分に関しては5年間の時効の延長といふか、そういうことで適用してゐて、当然、法令に基づく納期限の延長が1年といふことと、さらにもう1年これを延長することができるという規定もある

ので、原則的には分納というのは2年ということでやるべきだと考えているが、金額的なことがあった場合については、とても短期間で支払が難しいケースもあるので、それを総合的に判断しながら、あと、財産調査をかけたりしながら執行停止といったものを加味しながら、今後は対応する必要があると考えている。

委員長（宮崎良保） 議長

議長（立石隆教） これで終わりますけども、問題点として、不納欠損を出してきた問題点の中に消滅時効の部分がある。それは法に従ってそういう形が出てきている。しかし不納欠損で上がってないものについて、本当に時効の中断が為されていると判断できるものが全てなのかというのも疑問を持っている。それから、不納欠損になっている、時効になっているものに対して、滞納処分をきちっとしたかということについても、非常にクエスチョンマークだ。当然、督促してから20日、それから10日以内に滞納処分をしなければいけないと、法律ではなっている。その滞納処分の中には財産調査と差押さえという流れがずっと出てくる。それはしたのかって言われると、非常にクエスチョンマークだ。なおかつ、時効の中断の条件として分納しているということを言う。しかし分納しているのに滞納金は付いていないという問題がある。これも問題だ。なぜならば不公平だからだ。町民は一括で払う。しかし一括で払わない分納の人たちが、10年とは言わないが3年4年かけて分けて払って、なおかつ同じ金額になる、一括で払った人と。不公平でしょう。不公平でないために滞納金があったはず。それもしていない。非常に問題が大きい。だから危機感を持ってと言っている。だからこそ、やるべきことはこの時期に合わせてしっかりやりなさいというのが、議会の意思だったはずだ。そこら辺のところはどうも、最初に言ったように執行部は危機感をお持ちでないということに、私は逆に危機感を持つ。ということです。それについて最後に。私はこれで終わるが。

委員長（宮崎良保） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 昨年の予算特別委員会の中で指摘されて、担当としてもそれから1件1件、滞納分について点検を行ったところだ。ご指摘のように十分に町として滞納整理をやってない部分もあった。そういう整理をする中で、改善すべき部分はたくさんあるなど、担当としても認識させられたし、その中でもやはり平等性を保つために、今まで督促手数料とか延滞金を徴収していなかったが、平成26年度からはそういったことをちゃんとやりますという周知とともに、各税の納期ごとに納期限内に支払をいただけなかった人たちについては、こういう延滞金とかも発生するので充分注意しながら納付してくださいという周知も行っているの、そういう部分で担当としても平等性を欠かないように対応していきたいと思っている。それと危機感が足りないのではというご指摘だが、そう言われると確かにまだまだという気がする。特にこの滞納整理についてはいろんな法律が絡んでくるので、簡単に右から左という感じで対応できる部分はかなり厳しいと考えている。従って、例えば先程来の債権管理条例についても、あらかじめの素案を作って協議をする中で、大体こういう形でいいんじゃないかというふうにしたところだが、この部分についてはも

うちちょっと、例えば議会の専決処分といったものをちゃんと調整した上で債権管理条例を作らなければ、やはり片手落ちになってしまうとかいう部分が出てきたので、担当としては充分精査しながら、いろんな法律とかで間違いがないように作り上げていく必要があると考えている。ご指摘のように危機感については、もうちょっと全庁というか、役場内でそういう認識を持ちながら今後のことについても検討していく必要があるとは感じている。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

時間も過ぎたようなので、ここで質疑なしと認める。

事務局については今後尚一層、ご検討願ひ、真面目に払っている人のためにも、より慎重にお願いしたいと思う。

これで町長に対する質疑を終わる。

これから質疑を行う。

一般会計歳入歳出決算について歳入から順に款を追ってご質疑願う。

事項明細書 13 頁から。

第 1 款・町 税

町税ないか。

伊藤委員

委員（伊藤忠之） 町民税の個人税で伺う。今回、収入未済額が滞納額においては 135 万 7,000 円、現年度分も合わせて 178 万になっている。この前、特別委員会で住民課長から資料を貰ったが、これによると町県民税は 168 万 5,000 円と 699 円になっている。これは件数が 120 件となっているが、この額と今回決算書で出てきた 170 万 8,000 円の金額の差額と、どういう理由になったのか。それと件数も願ひする。

委員長（宮崎良保） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 特別委員会の時の分との差ということだが、大変申し訳ない。この分については平成 26 年度分が誤ってこの中に入っているということがあとで判明したので、実際には報告のとおり 168 万程度だが、この分が平成 26 年度で、差額については調整をさせていただいたというもの。実は県民税の分がこの 170 万 8,000 円の中に入っており、その分の調整ができてなかったというところだ。件数については、合計すると 28 名分の 44 件。すいません、その中の各納期ごとの件数というのが、大変申し訳ない、把握できておらず、例えば一人が平成 23 年 24 年 25 年というふうにダブった部分を数えると、44 件分となる。先程、120 何件という、各納期ごとの滞納については、申し訳ない、把握していない。

委員長（宮崎良保） いいか。

伊藤委員

委員（伊藤忠之） これは把握してあとで資料か何かで出してもらえれば結構だ。次にたばこ税については、前年度よりも 70 万 4,000 円ほど増額になっている。今回、予算額は 2,000 万と 52 万円ほどになっていたが、調定額によると 1,800 万、約 167 万 3,000 円ほど減額になっているが、この差額の説明を。

委員長（宮崎良保） 住民課長

住民課長(吉元勝信) たばこ税については平成 24 年度が全部で 402 万 9,000 本あったが、これを基本にして予算を計上していた。だが実際は 373 万 4,000 本と本数的に減り、金額的にも昨年の 400 万本より落ちているので、予想より下がったということ。こういう部分で最終的な予算の調整をすればよかったが、その分を漏らしていたのでお詫びを申し上げます。

委員長(宮崎良保) ほかにないか。 **浦 委員**

委員(浦 英明) 町民税で不納欠損額が 38 万 2,900 円でているが、私、ちょっと調べたが、19 年度に 3 万 1,896 円、不納欠損額が出ているが、私はこれしか以前には見ていないが、今回の不納欠損と 19 年度の不納欠損、それ以外にあったのか、以前。

委員長(宮崎良保) 住民課長

住民課長(吉元勝信) 不納欠損は確か、特別委員会の資料の調査の中で何回か、やっぱり発生していたようだ。そのデータについては定かではないが、やはり集中しているわけではないが、何回かは不納欠損処理をした記憶はある。

委員長(宮崎良保) 浦 委員

委員(浦 英明) 19 年度の不納欠損額、先程言ったが、3 万 1,896 円、この時に質問したが、「町民税の個人分で 5 年の時効による 1 名分」という答弁であった。これをどう今から処理するのかと尋ねたら、長崎地方税回収機構を立ち上げてやりたいということであったが、その後、また何年後かにその回収機構についてはどうなっているのかと尋ねたが、ここに入っても費用が多くなるので入るのはやめるという答弁だった。この頃からやっぱり、どう対処していくかということ、我々ももう少し突っ込んで言わなかったのは、私 1 人ではあるが、個人の責任、議員の責任ではあるのかなと思っているが、その回収機構をやめたあと、どういうふうに取り立て、要するに不納欠損を出さないようにやっていくのか、そういったのを聞いたかったのだが。その後、どういう考えで今回に至ったのか。

委員長(宮崎良保) 住民課長

住民課長(吉元勝信) これは長崎県の地方税回収機構という組織があり、県と市町が連携して滞納整理を行うという趣旨の団体だ。本町もこの回収機構には入っており、ただ、実際に回収するグループというのがある。そのグループに入ると、お互いが調整して搜索とか差し押さえとかをするが、例えば我々がそういうグループに入ると、自分の町では表立ってはしないが、例えば佐世保市の搜索とか差し押さえがあった場合には、小値賀町が前面に出ていろんな調査を行って、例えば小値賀町の場合には佐世保市の人前面に出て搜索をするというようなシステムだが、そういうグループに小値賀町は今まで参加していなかった。というのが、ほかの市・町に比べると 1 件あたりの滞納額がそう大きくないということもあり、今まで入っていなかった。今年度からそういう滞納整理についても強化していくということで県とも調整をし、県北地区の回収グループに、今年参加していて、その中の、例えば各市町の町税吏員証もいただいているので、搜索とかいった部分に関しては、うちも勉強のためにも参加させてもらおうと思っている。そういう部分で、うちの

滞納整理に関する認識が少し甘かったということで、最終的にはこういう事態を招いたと思っており、町長からもちやんとそういった機構とも連携して、今後、十分な滞納整理に繋がる対応を取るようにと指示を受けているので、そこら辺も担当としては充実していきたいと思っている。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） 先程、議長が言ったので言わなくてもいいかと思うが、私は私個人の言い方で言う。前に質問した折に、今、課長が答えたように、その時は 2,000 万ぐらいやったと思うが、2,000 万が多いのか少ないのかという話をした場合、それは少ないというのがある時の課長の考えだった。「何で少ないのか」と聞いたら、「やっぱり佐世保市と比べたら」と、「佐世保市を比べたら全然違うでしょ、規模が。あそこは 1 億も 2 億もあるんですよ」と言われたから、「小値賀町の 2,000 万と佐世保市の 1 億 2 億、それはかけあうんじゃないか」と言うたら、「そういった考えもありますかね」と。やっぱりこういったところで危機感が足らなかったんじゃないかなと思う。前のことではあるが、指摘しておく。どうしても回収しきれないというのは、やっぱり小値賀町の皆さんの顔が見るので、なかなかそこまで取り立てができない。これは私も昔、取立てをしておった関係で分かる。やっぱりなかなか、行けない、そこまで踏み込んで。そしたら小値賀町の職員じゃなくて他所からの職員を 1 人ぐらい雇って、回収に全力を挙げてもらうという考えはないか。

委員長（宮崎良保） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 先程も申したように、地方税の回収機構というものがあり、そういうところに相談すると、例えば搜索とか差し押さえといったものも支援してもらうことができる。一番注意しなければいけないのは、例えば 1 件だけ絞ってそういうことをすると、やはりそういう噂が広まってしまったりとか、いろんなことが考えられるので、そういうことをする時には 2、3 件リストアップして、それといろんな資料をちゃんと整備して取り掛かる必要があるので、そこら辺についても今後、具体化に向けて検討していきたいと思っている。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第 2 款・地方譲与税

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第 3 款・利子割交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第 4 款・配当割交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第 5 款・株式等譲渡所得割交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第6款・地方消費税交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第7款・自動車取得税交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第8款・地方特例交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第9款・地方交付税 浦 委員

委員（浦 英明） この地方税について、特別交付税。これが24年度よりも5,300万ほど増えているが、この分については福祉事務所関係とか、そういった費用がこの中に入っているということだろうが、ほかにもいろいろ内容的に分析されているか。その内容が分かればお尋ねする。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） 特別交付税で見られる要素というのはいくつかあるが、有床診療所、そういう僻地医療に関する部分と、あと有害鳥獣、離島航路、そういったものがこの特別交付税で見られるもの。例年見られるわけだが、その額はどういうわけか、予算等もあるのだろうが、若干変動するので、定額というわけではない。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） これは私の認識不足か分からないが、この前、地域おこし協力隊と話をした中で、資料の中に特別交付税措置されているのは1,200万ほどあるんだと言われたが、これはあとで質問しようかと思うが、こういったものは含まれているのか。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） 地域おこし協力隊については特別交付税措置ということで、ちゃんとそういう調査がある。何名配置しているかということで。1人400万、活動費も含めて。そういうことでその人数を報告するので。あくまでも制度の限度が400万までということで、実際にはかかった経費を報告するようになっている。財源の一部には県費も入っている。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） 1人400万。4名なら1,600万ということか。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） 25年度については事業費が1,000万程度で、うち特定財源等もあり、交付税措置の、うちのほうから申請してる分が500万。

委員長（宮崎良保） 限度額が400万ということやろ？

ほかにないか。

伊藤委員

委員（伊藤忠之） この特別交付税については、国から出たもので、全部が全部使い切るものとは思わないので、余った財源、これは多分、基金か何かに積み立てておと思うが、内容が分かれば、歳出だけお願いする。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） 予算措置上は大体 3 月の最終補正予算もしくは専決の予算書で特別交付税が 3 月交付分がはっきりするので、その分を予算に計上して、歳入歳出の差額分について基金に積み立てるとしている。そういうことで、で特交のうちのいくら、という感じよりも、余剰の財源を基金に積むという形をとっている。それについては予算書の財産管理費の 25 節に計上されているとおりで。

委員長（宮崎良保） いいか。ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第 10 款・交通安全対策特別交付金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第 11 款・分担金及び負担金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第 12 款・使用料及び手数料

近藤委員

委員（近藤育雄） 22 頁、一番上の住宅使用料で、収入未済額 197 万ほどあるが、これは 24 年度に比べたら 50 万近く増えているようだ。昨年のこの委員会で、段々増えていってるんで、多分小辻議員だったと思うが、今後どうするかということ聞かれたと思う。平成 25 年度中に方向性を決めて、これはもう厳しいが、例えば滞納規定とかを作って強制力を持った方策を採りたいと言っていたという記憶があるが、この分について何か、そういった動きをしたのか、伺う。

1 : 08 : 45

委員長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（升水裕司） 住宅使用料の滞納分が増加しており、一応、要綱、マニュアルをきちっと整理して、こういうふうには、どのくらいの期間、金額で滞納した場合は退去、という規定を作っている。そしてこの収入未済額が増えたひとつの原因が、1 人の方が多額の滞納をしているが、一応、その人は、うちのほうから退去命令を出したわけではなくて、今のところ自主的に退去している。

委員長（宮崎良保） いいか。

近藤委員

委員（近藤育雄） 確認だが、結局その滞納額は未済額として、債権として残ったわけか。

委員長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（升水裕司） 滞納額としては債権として残っており、一応、分納ということで、今のところ分納は入っている。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。

近藤委員

委員（近藤育雄） 同じような質問になるが、歴史民俗資料館の使用料、入館料について、100 円が安いんじゃないかという、これは町外者からの意見もあるが、そういった質問も出て、25 年度中にこれも審議会等に諮って決定するというか、話し合うという答えがあったと思う。入館者数の減については成果報告書で見ているが、こういった会議、検討したのか伺う。

委員長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（田川幸信） 歴史民俗資料館の運営協議会というのがあり、そこで2回ほどこの件について、お話を委員のほうに出したところ、100円がいいだろう、上げる必要はないという回答をいただき、そのまま100円の徴収ということで継続している。

委員長（宮崎良保） いいか。ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第13款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第14款・県支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第15款・財産収入 近藤委員

委員（近藤育雄） 35頁になるのか、実は項目は載ってない。24年度とか過年度と比べているが、セミナーハウス、そこら辺にあるが、その使用料について、確か24年度に6万7,000円ほど上がっており、23年度が0円、22年度は多かったのか42万円、21年度も42万円とか上がっているが、25年度についてもこの項目になると思うが、上がっていないが、これは利用がなかったちゅうこと？もしくは、ほかにあるのかな。利用形態についてもついでに伺う。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） セミナーハウスについては、県の畑総の独身寮をそのまま町が譲り受けたものだが、しばらくはウェスレヤン大学と提携をしており、年額42万円で大学のほうに貸していた状況だった。その後その契約が切れており、インターンシップ、小値賀町に学生や若い人が来て、小値賀を1ヶ月ぐらい、いろんな体験をするという事業があり、その事業に提供していた時の使用料が若干入っていたということ。現在、インターンシップもなかなか、募集をかけているが希望者がいなかったりして収入が上がっていない状況で、今現在は、セミナーハウスをどういうふうに使ってというのはいつも総務課でも議題になるが、ちょうど地域おこし協力隊の活動拠点として、26年度は下半期から提供する形にしている。

委員長（宮崎良保） 近藤委員

委員（近藤育雄） ちょっと安心したが、無料で貸してる状況はない？

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） ない。

委員長（宮崎良保） 財産収入、ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第16款・寄附金 小辻委員

委員（小辻隆治郎） 寄附金については、最近、350万ぐらいの減が主な要因ということだが、町税がこうやって停滞あるいは減っていく中で、唯一の収入源になるんじゃないかと

考える自治体が増えてきている。最近では平戸市の問題、平戸市が 7 億円集まったということだが、これは特産品と販売と連携して、ふるさと基金は増えるわ特産品の販売は増えるわということで、非常に二兎を追うというところもある。これは土川議員が以前、本議会で質問した問題だが、その時町長は、特産品の販売と連動することはないという判断だったが、最近、佐世保市でも特産品販売とドッキングしてふるさと金を集めるということだ。このことは小値賀町にとっても大変必要ではないかと私は考えるが、再度、町長に伺う。

委員長（宮崎良保） 町長

町長（西 浩三） 平戸の話もあり、県内あちこちで景品付きのふるさと寄附金を始めてると思う。そういうことで小値賀町はどうかということだが、何月だったか、一般質問でお答えした。それから状況がそんな急に変わってるわけではないんじゃないかと思う。平戸の場合は確かに物産の振興にもものすごく役に立っているんで、まずはパンフレットを作ってその中から選ぶポイント制とか、いろいろなやり方があると思うので、そこは研究をしていきたいと思う。

委員長（宮崎良保） 小辻委員

委員（小辻隆治郎） ということは、前向きに検討するということだろうが、最近、町長は担い手公社でのピーナッツ製造及び加工について熱心だ。小値賀物語とかいう形でいろんな種類のお菓子を販売しているようだ。そういうことを含めて販売していけば、ふるさと基金も増えると思う。そういう意味ではどんどん進めていくべきテーマかと私は考えるが、はっきり「やっていく」ということをお伺いして。

委員長（宮崎良保） 町長

町長（西 浩三） 担い手公社と、それから町内あちこちで開発していただいているので、じげもん振興協議会か、あれの事務局も担い手公社のほうに持っていつているので、そこら辺で農産品の加工も含めてスピードを上げて、カタログでも作れる状態に早くする必要があるんじゃないかと思っている。そういうことで、先程から話に出ていた協力隊あたりも、新しい商品を作ってみたいということなので、行政としてもそこら辺にも応援をしながら、まずはパンフレットに載せるのに耐えきる商品の開発を、また馬力をかけんといかんかと思っているので、近い将来、平戸みたいになればいいなと思っているので、やらないということはない。

委員長（宮崎良保） 寄附金、ないか。土川議員、ないか。 松屋委員

委員（松屋治郎） そういう意味では平戸が大変、寄附金が上がってるということで、この前、平戸瀬戸市場を見に行った。確かに土産品、特産品ちゅうのが多い。そしてまた垢抜けして、いろいろな種類があって、それと特産品の販売と寄附金が相乗効果を生んで、お互いに伸びとるという状況だと思う。だから先程町長も言ったように、特産品としてお返しにやる品物に耐えられるようなものを早く作るということを今後、進めていったら、相乗効果で寄附金も増える、地域の活性化にも繋がるということが考えられると思うので、くれぐれもよろしく願います。

委員長（宮崎良保） ここは質疑の場なので、討論は…。

ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第17款・繰入金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第18款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第19款・諸収入 近藤委員

委員（近藤育雄） 46頁のあわび館収入について。今回25年度で1,000万を突破している。24年度と比べて270万ぐらい増えてると思うが、特別な販売施策あたりをとったのか。漁獲というか、魚なんかも減少している中で頑張ってるなと思うが、消耗費等もかかっているだろうが、その増の中身の主なものを教えてほしいのと、もう1点、アイランダーに行った職員の1人が納入している先を、東京だろうが、訪問しているようだ。そういった定期的な納入先というか契約先といったものが何軒ぐらいあるのか。

委員長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） この伸びた要因の主なものは、近藤議員が言ったとおり鮮魚の販売が大きく伸びており、これが今、定期的に納入している先が関東、関西方面で10軒ある。これに26年度についてはまた1-2軒増えると予想しているので、26年度についてはもう少し伸びるんじゃないかと考えている。

委員長（宮崎良保） いいか。ほかにないか。 近藤委員

委員（近藤育雄） 同じ46頁の、ちょっと知っておかなくちゃいけないことなんで確認。担い手公社の研修生、多分途中でリタイヤした人がいるが、この返還金142万という中身と、こういったのは今後出ないとも限らないし、きちんとこういった清算をしていただいているのか、現状を尋ねる。

委員長（宮崎良保） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） 議員おっしゃるとおり、畜産部門のリタイヤの方の夫婦の研修について、町が、担い手公社が出資してる分、その相当額の2分の1を返還していただいている。24年度分。それで一応、返還規定というのがあり、その基準に応じて返還するように、公社のほうはなっているようだ。

委員長（宮崎良保） いいか。 近藤委員

委員（近藤育雄） すいません、この支給額の2分の1相当額って聞いたが、これは全額じゃなかったのか。半額か。確認。

委員長（宮崎良保） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） 研修生を雇い入れて、公社のほうで賃金として、夫婦の場合20万をこうやって夫婦1組にやっている。でもその期間雇用して賃金をやっている。2分の1は賃金としてその人の対価として交付するようになっているようだ。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。諸収入。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第20款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） ないと認める。

歳入全般についてご質疑願う。

浦 委員

委員（浦 英明） 24頁の1番上のほう、社会福祉費負担金。ここに自立支援給付費負担金が4,730万3,000円上がっているが、これは当初予算が4,214万2,000円で計上していたが、その後の補正もなく今、約500万ちょっとばかり増えているが、この内容を尋ねる。

委員長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 給付費の増額に伴う負担金の増だ。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） そうすると、これは補正する暇がなくて後で調整したということか、尋ねる。それと、これは軽微なことであるが、成果報告書に1,235万9,000円となっているが、これは24年度分の3,494万4,000円から25年度分の今回の4,730万3,000円を引くところという数字になるが、これはちょっと成果報告書のほうが間違っているのではなからうかと思うが、そのふたつを尋ねる。

委員長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 成果報告書何頁になるか、すいませんが。

（浦 委員「7頁」）

委員長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 申し訳ないが、18頁の民生費関係で自立支援給付費の決算額を8663としているが、これは数字が間違っており、86627と、1桁金額が違っていて。

委員長（宮崎良保） 上から5行目か。6行目？

福祉事務所長（植村敏彦） 6行目。身障者自立支援給付費866万3,000円となっているが、実際の数字が8,662万7,000円が本来の決算額になる。申し訳ない。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） 軽微なことであるが、そういうなことを聞いたんじゃなくて、この24頁の自立支援給付費が4,730万3,130円となっているので、成果報告書の1,235万9,000円は間違いではないのかと尋ねた。この1,235万9,000円については、先程私が言ったように24年度分から25年度分を引いた額を出してるんで、その差額を出すべきじゃなくて、この金額をそのまま載せておけばそれで良かったんじゃないかならうかと思ったので、それを尋ねている。それと先程のもういっちょ、補正がなかったのか、その補正する暇がなかったのか、その2つを尋ねている。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） 7頁については財政のほうで調整しているので、私のほうから答えるが、題目にあるように主な増減ということで、ちょっと文章が長い、5行目の「の増がありました」にかかるものなので、1,235万9,000円は増額分に、24年度と25年度との比較でこの文章が書いているので、その部分は差額を計上している。もう1点については福祉事務所から。

委員長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 4,733万130円だが、調定額が5,100万程度になっているが、医療給付費についてはなかなか、数字を扱うことができないので、補正することができなかったということだ。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） 今、5,100万と言ったがこれは516万の間違いだ。それはそれでいいが、30頁の長崎県安心こども基金事業補助金というのがあるが、これが3万3,000円上がっている。これではなくて、3号補正で長崎県安心こども基金事業補助金というのが273万円計上されている。それが決算ではどこにもない。これを見たところ、さっき言った児童福祉費補助金のところが、収入済額が0になっているので、もしかしたら繰越になったのかと思って尋ねているが。

委員長（宮崎良保） よろしいか。

しばらく休憩する。

— 休憩 午前 11時04分 —
— 再開 午前 11時14分 —

委員長（宮崎良保） 再開する。

福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 26年度に繰り越しているものだ。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） 私もそう思ったので、もしかしたら繰越じゃなかろうかと質問したが、その3号補正の時に、保育料とか幼稚園が別々になっているのを包含した子育て支援というものになる予定で、対応ができるようなシステムが必要だと。内容は保育のあり方が変わる予定で、具体的には今から準備に取り掛かるので、詳しい情報が分かり次第お知らせしたい。これは去年の12月だが、それから1年経っているが、この内容がどのようになっているのか。例えば今、進捗状況などを策定してやっているのか、それともまだ今からするのか。継続だから、今からするといえばそうなのかもしれないが、尋ねる。

委員長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） こども・子育て支援新制度システムの導入であり、今年10月1日から既に稼働している。この新制度については、来年の4月1日から本格的に稼働するようになっているが、状況としては今応えたとおりだ。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） システムという、どういうふうになるのか。私は内容を尋ねたかつ

たのだが。難しいみたいなので。3号補正の折、さっき言ったように、ある程度ざっと説明はしているが。幼稚園と保育所を包含した子育て支援というふうなことで答弁しているので、それが答えだと言えそうかなとは思いますが、まだ具体的に分かれば尋ねる。

委員長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） この導入については、今までは個人対教育委員会、幼稚園とかが契約をして幼稚園の保育を利用するという形をとっていたが、今回、待機児童を解消するというのがこの制度の一番の目的であり、基本的に私立の幼稚園・保育所がメインなことになっており、全国的にこういうシステムを導入して、どの地域でも認定を受けていれば速やかに、そこの地域でも保育が受けられなくても近隣の自治体のほうでも受けられるという、待機を極力解消するっていうシステムが今回のシステムになっている。小値賀町は私立の幼稚園や保育所がないので、公立については今のところこの支援システムの恩恵をあまり受けないという形になっている。

委員長（宮崎良保） いいか。ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 質疑なしと認める。

次に、財産に関する調書の質疑を行う。301頁から。

質疑はないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 質疑なしと認める。

しばらく休憩する。

01:42:57

— 休 憩 午 前 11 時 18 分 —
— 再 開 午 前 11 時 21 分 —

（総務課、住民課、福祉事務所 入室）

委員長（宮崎良保） 再開する。

歳出に移るが、最初に総務課・住民課関係・福祉事務所関係を款を追ってご質疑願う。

第1款・議 会 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第2款・総 務 費

51頁から75頁まで。

近藤委員

委員（近藤育雄） 54頁。10節の交際費について、町長交際費だが、150万のうちに135万7,000円支出されているが、25年度の主な支出が分かれば願います。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） 一番大きいものは前町長の香典。あとは各小値賀会に対するお祝いが大きいもので、あとはいろんな会合における御樽。それといろんなところに出向く時の土産代。小値賀町にお見えになる国、政治家などへの土産代、そういったもの。

委員長（宮崎良保） 近藤委員

委員（近藤育雄） 今何故お聞きしたかという、交際費については平成 21 年度までは 130 万円で推移していた。22 年度から 150 万円に上がっているが、不用額が 23 年度が 78 万ぐらいあった。24 年度は 47 万。25 年度は 14 万と、天井に近くなってる状態だ。町長出張もかなり多いことから、これに連動している交際費も結構出てくるかと思う。26 年度も同じ 150 万積み上げているが、今後もこの額でいく予定なのか。というのは今後は、今ちょうど選挙中であるが、自民党がまた政権をとるような動きだが、私も所属している国境離島関係の陳情活動などの動きがかなり活発化してくると思う。今のところ長崎県下 3 市 2 町で動いているが、そういった動きがかなり出てくる可能性もあるし、この額で、天井まで近くなってる額でいいのかということと、転用・流用があまり利かない科目なので、そこら辺をどう考えているのか伺う。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） 25 年度は特別と考えていただきたいのは、前町長が亡くなったというのは非常に大きな金額だ。それがなければ 24 年度よりも少ない程度になるかと思う。そういうことで、この金額を今後伸ばしていくという要素はないので、現状維持でいきたいと思う。

委員長（宮崎良保） 近藤委員

委員（近藤育雄） 交際費についてはなかなか、皆さんの理解も得にくいところだと思うが、現状、町長が 150 万、議長が 12 万か。因みに新上五島町は、まあ予算規模も 163 億あるか、その中で町長が 220 万、議長が 40 万ほどある。いろんな使い方、規則に則った使い方をしていると思うが、肩身の狭い思いとかをされては困るので、町長が町の外交マンであり営業本部長でもあるので、そういったことも加味する時代が来るのかもしれない。その時のためには、交際費の使用内訳とかそこら辺、公表してる自治体もあるが、そういったものをして、町民とか議会の理解を得てそういったことに踏み切るとというのが、妥当な考え方と思うが、その点についていかがお考えか。公表することについて。

委員長（宮崎良保） 町長

町長（西 浩三） 一部の自治体で町長交際費、といっても町長が使ってるわけじゃないが、大まかな内訳については公表するのが当たり前の時代になってるのかなと思うが、何せ個別のことについては内規も作って、それに基づいて支出している。ほとんどお土産とか、そこら辺については金額は少ないんじゃないかと思う。このうち 3 分の 1 以上が香典等の支出なので、そこを公表するのもどうかと思うし、一部「香典でこれだけ使いました」それから「お土産代がこうでした」というような内訳で公表していいんじゃないかと思う。増額については、今のところ必要はないかと。困ったこともない。要る時には自分で出すこともあるし、いろいろあるので。これは予算なので、改めて補正をお願いするのも減多にないと思う。

委員長（宮崎良保） いいか。ほかにないか。 浦 委員

委員（浦 英明） 先程、地域おこし協力隊のことで、特別交付税について、どのくらい

算入されているのか聞いたが、ちょっと26年度と混合して話をしているのではないかということ言われたので、それは混合してもかまわんと私は思っているが、地域おこし協力隊と話をした時に、もう1度言うが、国のお金、国税が1,200万ありますと。その中で我々は頑張っておりますと言われたが、ここに地域おこし協力隊事業176万と上がっているが、これを私なりに積み上げたところ960万6,000円ぐらいか、まだこれ以上あるかも分からないが、大体それだけの積み上げになろうかと思う。そうした場合、仮に1,200万あったとした場合は、これを使い切っていないということになろうかと思うが、我々が地域おこし協力隊と話した時には、大変、予算が限られているのでちょっと厳しいと。例えばどこかに行く際にも車を持たないし、自分の車を使って、燃料代も自分で払っているということ言われたので、ちょっと厳しいのかなと。それについての考え方。そしてまた、資料の中でこういうことがあった。地域にインパクトを出していく考えから地域住民に説明責任があると。私物化してないという理解を得るためには、積極的に情報を開示していく必要があると、こう言っているが、情報開示ってというのが、その方たちがどう言われたのかは、私もそこは質問しなかったんで分からないが、その情報開示をしていく考えがあるのか、お尋ねする。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） 地域おこし協力隊の制度が始まってから5年ほどなるかと思うが、当初は小値賀町のマンパワー不足ということで導入したところもあり、最近になってから制度自体がかなりなれてきて、より有効な制度として活用しようという方向性になってきたところだ。今、小値賀にいる人たちも、特にこれをやってやりましょうという感覚はあまりなく、ただ来て、それからテーマを見つけるというような格好だったので、最初のうちはやっぱそれぞれのところに所属して、仕事をしながら自然と小値賀町に馴染んでいくという格好だったのかと思うが、26年度の下半期から、こないだ町長の行政報告にあったように、自由度を上げてそれぞれ自分たちの活動をしっかりやっていただくということでやっている。ただ、認められた予算だが、なかなか途中での補正というのは利きにくいので、最初から計画をしっかりと立てて予算を要求しなければいけないという状況だ。そういう中では、26年度の最初にそういったきちんとした計画というのがなくて、満額という格好では予算は組めてないところがある。やりよる中で、「ああこうだ」というような条件がいろいろついてきて、今、そういうふうな状況になっていることもあるかと思うので、27年度当初予算からはその辺は改善されるかと思う。ただ、先程言ったように、基本的に自分の車はあくまでプライベートに使うことで、業務上は役場にある車を使うようにという指導をしている。事故が発生した時とかの問題もあるので、そういうふうにはある程度指導しないと、彼らは若いので、そういったことに関してまだ不十分なところもあるので、そういうところは役場のほうがしっかりサポートしていきたいと思っている。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） 車とか燃料代とかは個人のものだから個人で、というのは分かったが、

情報開示は私もちょっと、どういう意味で資料に書いてあったか分からないので、それを役場がどのようにして住民に知らしめていくのか、そこを聞いたかった。それと、皆さんがここでやったか、地域おこし協力隊と、その時には出席してなかったんで、その時の雰囲気がよく分からなかったが、資料を見てみると、自分たちは適当に何か使われているとか、あるいは 1 人増えれば地方交付税が増えるんだと、そういった安易な考え方で自分たちが 3 年間の間に何をやるのかなとかいうことを、ちょっと相談しにくいような内容も書いてあったが、極端に言えば 3 年間で終わりなので、その後は自分たちが切り捨てられるのかというようなことも書いていた。大変心配しているようだ。小値賀に居続けたいけれども、例えば担い手辺りに行った場合はそういった技術を取得できるのか、あるいは自分たちで起業家として独立してやっていけるのか、などといった心配をしておったわけだ。そういったのも含めて、要するに情報開示というか、今後どういうふうに地域おこし協力隊を考えているのか。そこら辺りの全体的な考えを伺う。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） まず 1 点、情報開示の件だが、先程議員が言ったように、こういった場で町民を対象に活動報告会を行うというのがひとつ。もう 1 点はおぢか新聞にも地域おこし協力隊の頁を設けているので、そこで毎月報告をするという格好でやっている。先程言ったように、地域おこし協力隊という制度自体が非常に不安定な状況っていうのは、これはもう初めから 3 年以内に定住をするか、もう諦めて出て行くか。これについては小値賀町では農業研修という格好でやっているが、農業研修は比較的、目的が最初からはっきりしていて、本人たちもその気持ちが固まっているという状況だが、地域おこし協力隊については、それこそ何をすればいいのか、自分が、本来であればこういうことをしに小値賀町にやってくるという、そういう人材を見つけることができればいいが、ただ単に来るような人もいる。当然、人材もバラバラだ。そういった中で、将来を保証するようなものっていうのは難しいのかなと思っている。できるだけ彼らの活動をフォローするという格好をとろうかと思うが、地域おこし協力隊については IT、それから担い手公社といったところにも配置しているので、そちらのほうの管理者とは、26 年度の下半期からはそういうことで、方向性を少し変えて定住に結びつくようにやるということで話はしているが、なかなか、それは生業というか、雇用や起業は非常に難しい面がある。それを確実なものにするのはなかなか、厳しいだろうなと思いつつ受け入れをやっているところだ。それはほかの自治体においても同じような悩みを持っているので、そういう中で長崎県の地域おこし協力隊の交流会とか県の担当者との交流会とかもやっているところだが、そういったことで努力するしかないのかなと思っている。

委員長（宮崎良保） ただ今の質疑については、段々、平成 25 年度の決算審議から逸脱しつつあるので、なるべくその範囲内で質疑をお願いする。浦 委員

委員（浦 英明） 決算であるので、次の予算に反映させるために聞いているわけだ。それで、この件についてはもう質問はしないが、やっぱり相談相手になってください。それ

だけは言うておく。それからその下の9節の旅費。ここで116万2,070円上がっているが、これは5号補正で40万減額している。それにも関わらずこの32万7,930円という不用額が発生しているの、その内容について願うする。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） 企画費の旅費については、こういった予算措置、結果になって誠に申し訳ない。企画費っていうのはいくつも細かい事業を作っているの、それぞれひも付きだったりして、それぞれの事業で旅費を配分しておる関係で、最終的に全体で余力を合計したところで確認すればよかったが、そのチェックが漏れていて、非常に申し訳ない。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。 末永委員

委員（末永一朗） 62頁の下のほうに新たな観光メニュー研究委託料とあるが、事業の内容の説明を。

委員長（宮崎良保） 事業の内容の説明か？決算審議なので、内容等についてはご遠慮願うたい。まあ、せつかくなので、分かりやすい程度に。 総務課長

総務課長（中川一也） 離島活性化交付金というのが25年度からできたが、それを活用して小値賀町を小さな船で海から回るような観光メニューができないかと、試験をしたところだ。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。 小辻委員

委員（小辻隆治郎） 今のに関連して。その海からの風景は何か一定の成果が上がったのか。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） 試験的に2回ほど観光客を案内して、好評ではあったが、それを実施するというのは、IT協会が窓口になってそれを進めなければならないが、やっぱり安全性とかいったところの問題があるということで、26年度中は前にまだ進んでいない状況だ。

委員長（宮崎良保） 総務費、ほかにないか。 伊藤委員

委員（伊藤忠之） 70頁、賦課徴収費。これの報償費で、納税組合の組合長とか組合の奨励金があるが、これの予算現額が111万6,000円。これの不用費がかなり上がっているが、やはりこれは、結局、固定資産税とかいろんなものが溜まってきて、納税奨励金が受けられないという地区がだいぶ出てきている。この不用額の内容の説明を。

委員長（宮崎良保） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 議員が言うように、平成24年度から規定どおり収納率が上がらない場合には支給しないという対応をとってきている。95%以上の場合は1%、100%になると3%の奨励金という規定があり、実際に納付いただいた部分で調査をすると、95%以上になったところが全体の9%ぐらい。100%というのが38%ぐらいで、かなり各地区の収納率が、期限内収納が下がってきていて、こういう不用額の発生となっている。担当部局としても納期限内の納入を今後も積極的に周知しながら進めたいと思っており、今後、この

報償費の不用額については各補正で調整していきたい。

委員長（宮崎良保） よろしいか。 浦 委員

委員（浦 英明） また戻って 64 頁、19 節の負担金補助。この中に旅費補助が 46 万 9,030 円上がっているが、これはアイランダーとか町イチ村イチ、こういったのも一緒に含めてここに計上しているのか。それ以外にも何かあったら願います。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） これについては東京でアイランダーがあっている。それともうひとつは町村会のほうで全国町イチ村イチというイベントがあり、それに対しても町村会のほうから補助金が出ていて、そういったことに対する担い手公社もしくは住民の有志に対する補助だ。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） 私がさっき質問したように、アイランダー、町イチ村イチも含んでるという答弁のようだが、これを足すと 36 万になる。これが 46 万 9,000 円だから 10 万 9,000 円の差額が出るが、これはどうなっているのか。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） それともう 1 点、移住・定住説明会。これは長崎県が中心になってやっているが、こういった事業もあっていて、それにも I ターン者を小値賀から連れて行った関係もあり、その旅費補助だ。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。 浦 委員

委員（浦 英明） その下の実践型地域雇用創造事業補助金が 100 万円上がっているが、これは当初予算で 70 万、3 号補正で 30 万の計 100 万だ。この事業については、当初、説明された折に特産品の開発、宣伝、販路拡大、ガイド育成、そういったのに 41 名の雇用を創出するといった計画だと言われた。そしてまた 3 号補正の折に有川に何人か引き抜かれて減ったために 1 人補充するという説明があったが、これは 25 年度分は何人雇用してどこに配置しているのか。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） 雇用創造協議会は現在 5 名いる。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） 5 名いるとの答弁だが、5 年間で 41 名の雇用を創出していくという計画だと思うが、今年は何名雇用したのか。今年 5 名で雇用創造協議会に配置したということか。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） 雇用創造協議会の活動自体は 3 年間を通じて雇用の創出をするという目的で、中間での雇用の状況については私も把握していないが、今言った 5 名は事業を推進するための事務局の体制だ。実際にそれによって雇用が何名発生したかということについては、雇用創造の中身も、特産品の開発もしくは観光の開発、そういったことも幅

広く、いろんな講演会を開催しているので、しかもその41人の雇用というのは常勤雇用という意味ではなくて、パートも含めると非常に幅広くとらえているので、少しでも年間にいくらかでも仕事が発生すればそれはそれとしてカウントしていいと聞いている。細かい内容については後で事務局のほうに資料を用意させるので、ここでは答えを控える。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） 簡単に言うと、41名を雇用するのだから、それを3で割ると10名以上は毎年するのかなと思ったので尋ねたが、それについて再度、答弁をお願いする。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） コンスタントにそういうふうに毎年、年割りでいくようなものではないと思っている。3年間かけて特産品を開発できれば、それを製造するということろで雇用化できるということで、年度、年度きちんと人数を平均できるものではないと思っている。

委員長（宮崎良保） よろしいか。ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第3款・民 生 費

75頁から87頁まで。83頁から85頁の2項・児童福祉費、3目・児童福祉施設費については第2パートで質疑を行う。

民生費、ないか。

伊藤委員

委員（伊藤忠之） 78頁。繰出金で、普通だと繰出金は1,000円単位できれいに並ぶが、今回不用額が18円ほど上がっているが、この原因は。

委員長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（中川一也） 1点、そうした端が出る可能性があるのは高額療養費貸付基金の繰出金であり、これは利子なので予算計上上は1,000円単位で計上し、実際には1,000円単位を繰り出すという格好になる。

委員長（宮崎良保） 伊藤委員

委員（伊藤忠之） ということは、国保の特別会計の繰出金もそれに対して影響が出たのか。

委員長（宮崎良保） 住民課長

住民課長（吉元勝信） 国保特別会計の繰出金については、保険基盤安定化事業といったものの補助金を一旦、一般会計に受けて国保会計に繰り出すという趣旨で、例えば保険税の軽減があった時に、その割合とかいったものもあるので、こういう端数になることがある。

委員長（宮崎良保） いいか。ほかにないか。

近藤委員

委員（近藤育雄） 同じ頁になると思う。19節の負担金、これは補助金か。ここには載ってないが、25年度当初予算で高齢者障がい者住宅改造助成金が66万円、2名分ということで載っておったはずだが、これは失効とか、需要がなくなったのか。

委員長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） 住宅の改修については介護保険との絡みがあり、介護保険を優先するようになっているので、その分が実績がなかったということでここに出てきていない。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。 浦 委員

委員（浦 英明） 84頁の7節の賃金。これが予備費から17万8,000円充用している。それにも関わらず不用額が43万4,605円発生しているので、この内容について。

委員長（宮崎良保） 第2パートでお願いします。

ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） なしと認める。

第4款・衛生費

87頁から97頁まで。ただし、91頁から93頁の第1項・保健衛生費、3目・環境衛生費、97頁の2項・清掃費、1目・塵芥処理費、2目・し尿処理費は第2パートで質疑を行う。

衛生費、ないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第8款・消防費（127～131頁）

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第11款・公債費（153～155頁）

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第13款・予備費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 歳出全般についてご質疑願う。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 質疑なしと認める。 住民課長

住民課長（吉元勝信） 歳入のところで、町民税の滞納件数が各期ごと合わせると何件になるのかという部分で保留していたが、120件になる。

委員長（宮崎良保） いいか。

歳出全般、質疑ないようなのでこれで終わる。

しばらく休憩する。

2:27:03

— 休憩 午前 12時 02分 —

— 再開 午後 13時 30分 —

（総務課、産業振興課、農業委員会、建設課、教育委員会 入室）

委員長（宮崎良保） 再開する。

次に、産業振興課・農業委員会・建設課・教育委員会関係の歳出について、款を追ってご質疑願う。

第3款・民生費のうち教育委員会関係分

83 頁より 85 頁、2 項・児童福祉費、3 目・児童福祉施設費についてご質疑願う。

浦 委員

委員(浦 英明) 3 目の児童福祉施設費の7 節の賃金で、640 万 1,395 円上がっているが、これは予備費から 17 万 8,000 円を充用しているにも関わらず、43 万 4,605 円の不用額が出ているので、この内容を尋ねる。

委員長(宮崎良保) 教育次長

教育次長(田川幸信) 0 歳児、1、2 歳児の年度途中の増により保育所の法律上、0 歳児については保育士 1 名に対して幼児が 3 名までの保育、1、2 歳児については保育士 1 人に対して幼児 6 名までの保育という決まりごとがあり、本来ならば 9 月補正で増額補正が必要だったが、11 月の賃金を支出する際に足らなかったことで 11 月 28 日付で 17 万 8,000 円の充用を行っている。その後 12 月補正で増額補正をしたが、先程言ったとおり 0 歳児が 1 人の保育士で 3 名までしか見れないということで、その時点でちょうど 9 名、要するに 0 歳児で正職員 1 名と臨時保育士 2 名が必要の限界であったので、1 人でも増えれば残りの 3 月まで保育士を常時、臨時で雇用しなければならない状況だったので、1 名増を考慮した補正予算を計上した関係で、結果的にその 9 名が年度末まで続いたので、この金額が執行残として残っている。

委員長(宮崎良保) 浦 委員

委員(浦 英明) その下の臨時保育士賃金、これとも関連があるようなのでこれも尋ねる。これは 24 年度から比較して約倍増になっているが、これを補正した時に、子どもが増えたということであったが、これは先程少し応えられたと思うが、0 歳児が何人、1 歳児が何人、2 歳児が何人と、ずっとわたって、分かれば尋ねる。

委員長(宮崎良保) 教育次長

教育次長(田川幸信) 現在、資料では、各年代別では持ち合わせていないが、最終的に 0 歳児が 9 名、1、2 歳児が 17 名、3 歳児が 7 名、4 歳児が 20 名、合計 53 名。

委員長(宮崎良保) ほかにないか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

委員長(宮崎良保) 第4款・衛生費の中の建設課関係分

91 頁より 93 頁の 1 項・保健衛生費、3 目・環境衛生費。93 頁から 97 頁の 2 項・清掃費、1 目・塵芥処理費、2 目・し尿処理費。

浦 委員

委員(浦 英明) 98 頁の一番上。循環型社会形成推進地域計画策定のための調査委託料というのが今回上がっているが、この内容については、計画というからには何か立てられたと思うが、事前調査した計画についてどのようなものが決まったのか、分かる範囲内で尋ねる。

委員長(宮崎良保) 建設課長

建設課長（升水裕司） これは循環型社会形成に向けての計画書を作る前の実態調査というか、現状の調査を行うとともに、どういう方向性でやっていくのが良いかという各分野において、いろんな分析を行っている。まず調査の内容だが、ゴミ処理にかかる基礎調査とし尿・生活排水処理にかかる調査、分析。例えば焼却施設であれば、実際の今の焼却場を新設するにはどういうふうな問題があるのかとか。それと新設をやめて現状のまま大規模補修をかけて、もうちょっと寿命を延ばしてやっていく方法とか、ゴミを小値賀町内では焼却処分せずに、上五島とか、そういう焼却施設のあるところに運搬して処理する方法とか。それとか、し尿処理についてはもう結構経年しているので、し尿処理施設と笛吹終末処理場、公共下水道のほうの施設を合体させたことで、中の運営を、維持費の効率を上げたらどうかという基礎調査を行っている。この基礎調査をもとに今から、議会の委員会辺りがあるので、その中で検討していこうと思っている。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） さっきの答弁によると、やっぱり一番大きいのは最終処分場をどうするかということではないかと思うが、これはあくまでも計画策定じゃなくてその前の調査だということだが、その最終処分場については島外に持ち出しするとか話していたが、この段階では答えられないと思うが、大体どういうふうに持っていくのか、アバウトな考えを聞かせてほしい。

委員長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（升水裕司） 今、質問の内容としては、最終処分場というのが焼却場を指すのか、今の最終処分場を指すのか、どちらか。

（浦委員「埋め立てするほう」）

建設課長（升水裕司） 最終処分場の今後の処理ということか。今のところ、毎年今の堆積の量の調査を、測量をしていっているが、今のところ最終処分場は、ゴミを全て町外に持ち出そうということになれば焼却灰とかは出てこないが、一般廃棄物として個人から出てくる処分としては、埋め立てとしては、今のところ具体的には計画を立てていない。

委員長（宮崎良保） いいか。ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第5款・農林水産業費

99 頁から 117 頁まで。

浦 委員

委員（浦 英明） 114 頁。3 目の水産施設費。11 節の需用費だが、当初予算が 2,049 万 8,000 円で、3 号で 114 万円の増額補正をしている。それにも関わらず 214 万 5,600 円の不用額が出ているので尋ねる。

委員長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 年度途中で一応、増額の補正をしていたが、鮮魚の仕入れについてはいろいろ、不漁というような問題があり、少し仕入れを減らしている。当初の見込みよりも 50 万ほど仕入れをできなかったということがあり、その分が 50 万。それから

修繕費と光熱費があるが、この2つで約161万不用額が出ている。これは当初見込みというか、修繕料というのはそうそうあるわけではないが、見込みがオーバーしたということだ。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。 **伊藤委員**

委員（伊藤忠之） 成果報告書の中で質疑するが、農業関係で、去年は台風の影響でブロッコリー等が減額になっているが、その分、肉用牛で5,000万、実えんどうが1,700万と伸びたことによって全体で5,300万ほど収益が上がっているということだが、担い手公社はほとんどミニトマトとかでやっているが、今後の農業振興を図るためには、やはり実えんどうを勧めたほうが効果があると私は思っているが、これは質疑で討論ではないので、この実えんどうに対して今度どのような振興を考えているのか。

委員長（宮崎良保） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） 確かに実えんどうの実績は上がっている。冬型の作物として理想的な、ハウス施設運営の中ではいい作物だろうと。それと露地のブロッコリーと合わせて、そういうふうな観点で町の農作物を担う作物として意識している。

委員長（宮崎良保） 伊藤委員

委員（伊藤忠之） 今後、新規就農者が出た場合、今のところは担い手公社で研修制度があるので、そこを利用してほとんどミニトマトを作っているが、担い手公社は一応、一般財団化で離れていくが、今度は町自体の農業振興のためには、今度新しい就農者が来た場合に、また申し込みがあった場合、とか、もちろん申し込みをかけてほしいが、そういう場合にやはり実えんどうとメロンとかで複合経営を目指していかなければならないと思っているので、まあそこら辺の答弁はさっき伺ったが、やはり本当に、実えんどうは進めていただきたい。今度は質問が変わるが、農地費で今度、畑総事業は元利償還金を補助しているが、監査委員の意見書の31頁に26年度以降の支払予定額が、ちょっと肉用牛も入るが予算額が少ないのでほとんど畑総事業だが、あと5,600万ほどが償還予定額となっている。今後、畑総事業が終わって、これからいよいよ維持管理がものすごく増えてくるんじゃないかと思うので、そこら辺の見通しは…。ハウスとか畑間のパイプの元栓とか、だいぶ交換しているので、これは担い手公社じゃないと分からないのかな。まあいいが、今後の農地の維持管理はどのように考えているのか。

委員長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） それは今、土地改良区が実際担当しているものだが、自然と老朽化が進み、26年度においても大幅な修繕が出てきている。これは補助メニューを使い、国庫補助金があるので、それを利用して、国庫補助金以外の分については土地改良区の会員の皆さんで負担していただく。当然、町も応援をするということで今後、対処していきたいと考えている。

委員長（宮崎良保） いいか。ほかにないか。 **小辻委員**

委員（小辻隆治郎） 成果報告書だが、25頁の燃費の問題。今現在、10円重油代に補助が

されているが、ご承知のように第 1 次産業、とりわけ水産業は小値賀の基幹産業であるともみると、結果的には後継者をどう育てるかという形になってくると思う。しかしこれだけ燃油が高くなる状況の中で後継者は生まれにくい。そのためのひとつの要因が燃費の高騰にある。今そうやって 10 円補助となっているが、これを 15 円、20 円というふうに広げる考えはないのか。

委員長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） この燃油高騰対策の補助金については全国に先駆けて小値賀町がまず始めたが、これが全国に広がり、今、漁協のほうにセーフティネットといって、国が進めている事業がある。それに入ることが条件で国も補助金を出すようになっている。実際、今、小値賀町の生産者でこのセーフティネットに入っている方が 67 名いる。この方については 85 円を越えて 95 円までは国と生産者が 1 対 1 の割合で、ということは 15 円の 2 分の 1 なので 7.5 円、補助している。95 円を今、実際越えているので、95 円を越えると特別発動といって 3 対 1 で国がお金を出すとなっている。実際今、120 円にすると、40 円オーバーしているので、その分を 3 対 1 ということは 30 円と 10 円になるが、実際は今 110 円程度なので実際のところは 12.37 円、国からそのセーフティネットに入ってる方には、うちの町の補助金以外に補助がされている。ということで、組合員全員をセーフティネットに加入したらどうだということで、漁協にはお願いはしているが。例えば年間の収入が 50 万とか 100 万とかという小さな漁師、失礼かもしれないが、そういう人たちについては、保険料を納めずそのままのほうが自分たちはいいということで、加入してないのが現状だ。それと、ちょっと今の質問にはなかったかもしれないが、省エネ対策といって国が、例えば船を 1 年に 1 回浄化したりドックに入れたりするとか減速、まあ減速するのを見ているか分からないが、そういうことを条件に国のほうも補助金を 26 年度から交付するということになっている。

委員長（宮崎良保） 小辻委員

委員（小辻隆治郎） セーフティネットについては分かった。セーフティネットに入っていない漁業者に対してはどうするのかという問題点もある。そういう意味も含めてだが、一応、今、100 円を越えたら 12 円余り補助金が国からも出るということか。ただそれにしても、今 100 円ぐらいの状況なので、生産者が活動しやすい燃費はいくらなのかと言えば、まあ焼け石に水ということになるろうかと思う。しかし基幹産業である漁業が後継者がいないというのは、小値賀町にとっては深刻だ。そういう意味でも、セーフティネットもさることながら小値賀町自体がそれに対して援助していくという姿勢も大切だと私は考える。いかがか。

委員長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 特別発動については 95 円を越えてからとなっている。セーフティネットに入っていない方の補助をどうするかという質問だが、これについては町の中で、町長とも話をしなければいけないので、その辺は町長のほうに答弁をお願いする。

委員長（宮崎良保） 町長

町長（西 浩三） 急な質問というわけでもないと思うが、考えてみているが、今の10円についても過疎債を使っている。ということで、過疎債にはご承知のように枠もある。それで今、過疎債過疎債ということであっちこっちの過疎債を入れているので、枠が充分出てくるかどうか分からないが、そして金額的にかなりでかくなる。漁業者だけでなく農業者も当然、燃油を使うわけだし、今、漁業者にいえば佐世保はまだやっていない、全く。そういうことで、並べる時にうちだけ上げてまた迷惑かけるのかなという気がするので、そこは先程言ったように枠もあるので、県のほうと協議をしながら検討させていただきたい。

委員長（宮崎良保） いいか。ほかにないか。 伊藤委員

委員（伊藤忠之） 先程、畑総事業のことを聞いたが、ひとつ聞き忘れていたので。今回、畑総事業だけで償還が終わるのは大体何年ごろと見込んでいるか。

委員長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 平成30年度に終わる予定だ。

委員長（宮崎良保） 伊藤委員

委員（伊藤忠之） 平成30年度ということで、今、農業委員会のほうで耕作放棄地の調べをやっていて、25年度においては耕作放棄地を解消したところは大体7.6haやったか。その分をまた今後、ただ耕作放棄地を解消しただけでなくて、その中でまた土地の集積とかいろんなことを考えていかなければならないと思うが、前にミニ畑総を考えてるとか、町長も、予算委員会の時だったか、答弁していたので、そっちのほうは今後どのようにするつもりか。ミニ畑総。

委員長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 県のほうから委託されて今、調べている段階だが、農地集積については、小さい畑がいくらかあった場合は耕作がしにくいので、ミニ畑総というか、畑総じゃないかもしれないが、区画整理を、1回、そういう小さいところが集まっているところは1区画にして、1反、1町ぐらいの、例えばの話だが、1畝や2畝や5畝ぐらいの畑が10ぐらいある場合は全部1区画にしてしまって、境界は杭でしてやったらどうかという考えを持っていて、それが不在地主がどうしても多いので、同意を取らなければいけない。そういうことも含めて、実際、推進していきたいと、ミニ畑総というか、そういうものも一緒に、農業委員会と一緒に進めていきたい。

委員長（宮崎良保） ほかにありませんか。 土川委員

委員（土川重佳） 108頁、16節の原材料費だが、地区への生コンと思うが、毎年、会長さんの申し出により各地区の農道の生コンを地区でやっているが、これも多年に渡りやってきたと思う。しかし実際農業してみれば分かるが、田んぼから上がって道を走る時に、トラクターとかに泥が付いた場合、なかなか走れない。やっぱり泥を落としてからコンクリ道を走らないとみんなに迷惑をかけることもあり、全部が全部、本当にコンクリをして

いいものか、私はずっとここで見てきて思うが、そろそろ見直しというか、地区の会長さんと検討する…。やっぱり泥を落とすところも少しはないと、前進・バックで入ればだ、パパーと。それから道路を走らないと皆に迷惑をかけるんじゃないかと。そして、毎年貰うからということで、「次はどこをしようか」といって、不要分も出てるのじゃないか。今後はちょっと会長さんたちと見直しを。そういう部分を踏まえて、どこもここもコンクリートじゃいかんと思う。そういうとこをどう考えているか。

委員長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 見直しも必要かもしれないが、これは各地区の会長さんが「ここにはコンクリートが必要だから是非とも原材料費でください」ということで、交付している。その場所は幹線道路からはほとんど該当しないので、離れている場所だ。トラクターとか耕運機がなかなか、泥道で入りにくいとか、そういうところを多分やっていると思う。現場も確認しているので。必要じゃないところはする必要はないが、昔は融資農道といって、別個に補助制度があったが今それがなくて、この原材料費の生コンで不便なところをしてもらっていると理解しているので、見直しはやぶさかではない。

委員長（宮崎良保） 土川委員

委員（土川重佳） 今、課長が言ったが、役場が会長さんの立場になれば、毎年、前任の人がしたからということで、貰うものは貰おうという考えで、どこの地区もやっていると思う。私が言うのはそういうとこを、整備してないところも、もう今はまっすぐしているから、はっきり言って。軽トラックも四駆や何やで、昔みたいに不便じゃないと思う。道路は農繁期に入れば、柳地区…ってのは言われんが、もうどこもやりっぱなしで、みたんなんかちゅうか、そういうところも考えた場合に、やはり泥を落とすとか、そのままですとってもらって、やはり貰えるからやるというんじゃないで、本当に必要かということだ。そこを言っている。だから来年でも会長さんと、また貰いにきたつかって、そういうことじゃなく、見直しの会議、話し合いができないものかということだ。

委員長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） ご意見は伺った。する場所を現場を確認した上で、会長さんと一緒になって、するべきところはする、必要じゃないところはしないということで進めていきたい。

委員長（宮崎良保） 土川委員

委員（土川重佳） 是非お願いします。続いて成果報告書 20 頁。「堆肥製造の原料や畜産の敷料として使用してまいります」と、チップパーを購入したわけだが、実際、いつごろになったらそういうことが実現されるか。敷料の提供。

委員長（宮崎良保） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） チップパーについては、担い手公社で堆肥の原料にということで、松、古損木、地区内の雑木の粉碎をしているが、一応名目とすれば担い手公社の堆肥の水分調整剤という形で今、利用をしている。破碎機が目がちょっと今、大きくしてい

る。それで、畜産農家に粉碎のオガ粉として敷料として提供するには少し大きいという意見を伺っているので、スクリーンの目を調整することで可能なので、堆肥センターの運営の中で、畜産の敷料用とか、水分の調整剤ということで堆肥専用のオガ粉とか、そういう形で分類する以外には畜産農家に敷料として提供するのはちょっと困難と思っている。

委員長（宮崎良保） 平成 25 年の決算審議をお願いします。 小辻委員

委員（小辻隆治郎） これも成果報告書の 26 頁だが、最後の磯焼け回復について伺う。現在、磯焼け対策についてはガンガゼの駆除とかが、こういう補助金を使ったりとか漁業再生支援交付金の中で集落がやったりという形でしているが、本来小値賀町は海草で、そしてアワビの生産で名を馳せた経緯がある。そういう中で磯焼けの状況はとてもじゃないが放置しがたい深刻な問題ではないかと思う。その中で、ガンガゼの駆除等もさることながら、いろんな分析があつて、他にも原因があるんじゃないかということもあり、新上五島町では栄養塩不足ということでリンの溶出による実験を大学と提携してやり始めた。そういうことも含めて小値賀町としては、一番の基幹産業であったアワビの生産が全く機能していないということを考えれば、率先してやるべきではなかったのかと思う。今後、この結果がなかなか出てないという状況の中では、いろんな研究機関と組んでそういう実験をすることも必要と考えるが、いかがか。

委員長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 東京海洋大学の藤田先生がこの 25 年度に来たが、その時にも塩分の成分調整の結果も出ているが、例えば海草がいっぱい生えてきた時の水分の分析とかは、まだその時のデータがないので分からないが、もしそういうことで栄養塩とかが間違いなく不足しているということがあれば、あればというか、そういうことも含めて研究機関とか大学とかがもし提携して調査したいということであれば、うちからも働きかけをしたいと思う。

委員長（宮崎良保） 小辻委員

委員（小辻隆治郎） 向こうから提携を求めてこられたらこちらからもするという返答だが、むしろ町長に伺う。これは小値賀の基幹産業、漁業、とりわけアワビ捕りというのは、今まで漁がなくてもアワビで賄ってきたということは重々承知の上と思う。そういう意味では、海草を生えさせることは小値賀の生命線ではないかという認識を持っているか伺う。

委員長（宮崎良保） 町長

町長（西 浩三） 今、小辻委員が言ったように、私たちもかつては水産を担当しており、行政としてやれることはここ 20 年ぐらい、そこそこやってきている。問題は大き掛かりにやったことがないのと、それと大学あたりは 1 つの方法がいいということで思い込んで持ってくるので、狭いと言え狭い、やり方が。そこら辺をさつき課長が応えたと思うが、町内で何箇所かモデル地区を作ってやっている。その中で成果が出ているところもある。そこを伸ばしていくのが一番早道かもしれないと思っている。そういうことで、県のほうにもずっとお願いしているが、県単の事業では大したことはできない。国の補助事業として

やってもらえないかという相談をしているので、この後、県の補助事業が3年経過したら切れるはずなので、その時にはそれまでの成果を参考に次の手を打てるようにということで、水産庁のほうにも何回も行って話をしているので、そこら辺のことが今から進んでいくんじゃないかと思う。ただこれは急に「これだ」というのはなかなか、発見は難しいんじゃないか。全然やってなかったわけではないので、それも長崎県で先程ご案内の栄養塩の問題もある。ところがこれはいろいろ見てみると場所によりけりということと、小値賀が今やって、ウニとか巻貝を徹底して駆除しているが、そこは出てきた。ただこれがずっと続くのかということはどこでも検証がされていないと聞いているので、他の町村の事例も見ながら進めていきたい。その重要性は充分理解している。今までやらなかったことも入れていかなければならないというのは、重々承知している。

委員長（宮崎良保） 農林水産業費、ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第6款・商 工 費

117頁より123頁。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第7款・土 木 費

123頁より127頁。

近藤委員

委員（近藤育雄） 126頁の一番上、負担金の項目の中で住宅性能向上リフォーム支援事業補助金150万あるが、これは補正の時に詰まれた金額だと思う。実績は何件で150万か。

委員長（宮崎良保） 建設課理事

建設課理事（蛭子晴市） バリアフリー安全型3件及び防災型3件の計6件。

委員長（宮崎良保） いいか。ほかにないか。

伊藤委員

委員（伊藤忠之） 土木関係で、成果報告書の中で、空港の地下の横断道路、トンネルでいくつかの補強と修繕を、今のところ必要がありませんが、と書いているが、これはまた再点検の必要があるのか。そして今回調べた結果、耐用年数がどのくらいか、分かれば。

委員長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（升水裕司） 地下道のトンネル部分の損傷程度だが、全体的に及んでるわけじゃなくて、前方のほうからの入り口部分の近くが、目地からの水が上から、滑走路のほうから落ちてきている状況で、その影響によって少し鉄筋が爆裂を起こしかけているが、早急に何か対応するまではいかないが、調査の結果、滑走路の周りの排水路のちょうど真下ぐらいに当たるので、その排水路の伸縮目地、側溝にも目地を入れているが、その目地のところから漏れているようなので、そこら辺の調査をもうちょっとして検討したいと思っている。

委員長（宮崎良保） 伊藤委員

委員（伊藤忠之） それから町道線ということで、唐見崎線を修繕工事を行っているが、今度の決算においては額が少ないが、この唐見崎線はご存知のように町道なので、今後、

前出された辺地による総合整備計画の中で、確か 28 年か 29 年度に行う計画のようだが、これはある程度早くやらないと、私は危ないんじゃないかと。いわゆる陸の孤立化するようなことがあるんじゃないかと思うが、今度の補修をした工事の段階で当然、周りの道とか崖なんかも見たと思うが、そこら辺の修繕は早急に行われるのかどうか。予定どおり行うのか。

委員長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（升水裕司） 唐見崎線の災害防除ということで長期計画にも上げてるものだが、なかなか、額がかなり大きい、また並行して野崎のほうの道も何とか早くせんばいかんということもあったので、今のところ唐見崎線には手を着けきれずにいるが。唐見崎線の土質の構造が、下に少し、小値賀で言うとうぼしってという地盤の上に表土が被っているが、その表土の部分が少しずつ雨によって落ちている状況で、今のところ地滑りが大きく起こることは考えられないと思うが、その表土の部分の崩落辺りをなるべく早く止めんばいかんと思うので、野崎等の工事が修まり次第、検討に入りたい。

委員長（宮崎良保） 伊藤委員

委員（伊藤忠之） 想定外ということもあるので、これから地球温暖化とか何かで本当にまとまった雨が降った時なんかは、そういう方面も含めて、確か金額は 6 千万ぐらいだったか、総合計画の中では。それを今のうちからちゃんと積み立てて、早急に整備に備えるべきだと思うが、答弁はいいが、その点をしっかり考えて積み立てをやっていただきたい。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第9款・教育費

131 頁から 153 頁。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。

小辻委員

委員（小辻隆治郎） 成果報告書の 35 頁。歴民の入館者数の減だが、いろいろ理由を書いている。これだけ理由がはっきりしているのに何故対策を立てなかったのか。例えば「企画展の開催数が大幅に減少した」ことは何によるものか、その辺について伺う。

委員長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（田川幸信） 成果報告書 35 頁に歴史民俗資料館の関係で理由を書いているが、企画展の減と講座の減が 24 年度と 25 年度では減っている。その点については、うちの社会教育係の中に学芸員が 1 名いるが、その歴史民俗資料館の学芸員とともに世界文化遺産登録推進関係の仕事も兼務する格好でして、特に登録推進に向けて平成 25 年度がちょうどピークを迎えており、そちらのほうに時間を割かれたのが直結した原因だ。

委員長（宮崎良保） 小辻委員

委員（小辻隆治郎） 実を言うと私は昨年、非常にこれを褒めて、企画展が良かったので入館者数が増えたという実感が湧いていた。今回は別の、野崎か、その辺の問題があり、企画展のほうがおろそかになったということだが、それはそれ、これはこれという形で、

教育委員会のほうでも力を入れるべき、そして褒められるべきことをしなかったということは、少し残念というしかない。その辺について考えを伺う。

委員長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（田川幸信） 25年度については企画展が大幅に、確かに減少している。26年度、現年度については、11月に「景を考える」という企画展も行っている。それと並行して、常設展として世界文化遺産に絡む野崎関係の資料も常時展示をしている。また、24年度と25年度を比較すると、企画の数にも増して広報的なことも足らなかったのではないかと、反省もしている。今後その辺も教育委員会内で連携をとりながら入館者、拝観者の増に努めていきたい。

委員長（宮崎良保） 小辻委員

委員（小辻隆治郎） 今、反省をしているということで、了解する。しかし小値賀は自然ばかりじゃなく歴史が深いということは、常に発信しておくべきじゃないかと思う。観光客が来てどこに行くかという、歴史も結構多いと聞いている。そういう意味では、外部に発信するには歴史が一番適という考えがある。これは答えは要らないが、そういうことを認識の上で今度も活動をお願いします。

委員長（宮崎良保） 教育費、ほかはないか。 伊藤委員

委員（伊藤忠之） 134頁、教育総務費の中で委託料。これは消防施設の法定点検、これの委託料が約8割ほど不要額となっている。これについて、点検を行った施設と行われなかった施設、内容をお願いします。

委員長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（田川幸信） 事務局費の中の委託料、消防施設の法定点検だが、これは支出した分については全て中村にある教員住宅の消防点検だ。

委員長（宮崎良保） 伊藤委員

委員（伊藤忠之） これは予算額で10万3,000円ほど上がっている。せっかく予算で上がっているのに不用額になっている。これは法定点検なので必ず行わなければならないと私は思うが、その点の説明を。

委員長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（田川幸信） 先程の答弁がまずくて申し訳ない。パソコンのウィルス対策ソフトの購入を予定していたが、25年度の学校新設に伴い、それが要らなくなって、一応、不用額として残っている関係だ。

委員長（宮崎良保） いいか。 伊藤委員

委員（伊藤忠之） 私は消防施設を聞いているが。これの不用額の8万4,000円、こっこのほうだ。

委員長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（田川幸信） 委託料の中に消防法定点検手数料とウィルスソフトの更新を、2つ合わせた金額が予算額であり、その一方の消防法定点検については予算どおり中村教員住

宅の執行をして、残りのウィルス対策ソフトが不用であったということでご理解をお願いします。

委員長（宮崎良保） 教育費、ほかにないか。 近藤委員

委員（近藤育雄） 成果報告書の39頁に社会教育施設利用状況があるが、24年度と比較して目に着くのが、バーベキュー広場が極端に利用が減っている。それと若者交流センターの延べ宿泊者数も減っているが、多分これは関連していると思うが、これはバーベキュー広場の設備に故障等が発生したのか、それとも何か他に。どういった理由でこんなに利用率が低下したのか。それと今後、もし何もなくてこれだけ減っているのであれば、どのような対策、考えを持っているのか。

委員長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（田川幸信） 若者交流センターとバーベキュー広場の利用の減ということだが、議員おっしゃるとおり、若者交流センターの利用とバーベキュー広場の利用はかなり正比例するところがある。バーベキュー広場については故障等はない。ただ、若者交流センターを利用してその夕食にバーベキューをといる分が減ったのと、1つは、一番大きいのは、内輪のことだが役場職員会の年に1回の慰労会、家族も含めて約150人くらいで行うが、25年度は雨でできなかったということがある。また若者交流センターの減については、一番大きいのが24年度まで佐世保市内の高校3校がバドミントン関係で合宿をしていた。この3校は北松西高を経験した先生方が赴任された先で来ていたが、それが24年度はどれも来なかった。それとIT宝島キャンプ、それと24年度と比較してだが同窓会が66名の宿泊があったのがなかった。それとITの冬休みのキャンプが別のところであった。それとアジア大学の研修がなかった。そういうことで、若者交流センターだけで約35万の減収となっている。

委員長（宮崎良保） 近藤委員

委員（近藤育雄） 原因が分かっているということで安心したが、公共施設の利用については、やっぱり多く広く利用してもらうことを念頭に置いていただきたい。次の質問に行く。その左の頁の一番上、第1回小値賀映画祭開催補助金で70万ほど支出している。入場者が150名近くということだが、26年度も3月ごろに実施するという期待をしているところだが、これは実行委員会の募集をやっていると思うが、この第1回目の実行委員の数が何名ぐらい応募して活動してくれたかということと、この70万の、これは補助金だが、この使われ方、1日の映画祭だったと思うが、この使い方について実行委員会から報告が来ていると思うが、その内訳の主なものを伺う。

委員長（宮崎良保） 教育次長

教育次長（田川幸信） 平成25年度からの新規事業としての小値賀映画祭だが、一般実行委員の数は9名。実行委員会を3回開催している。ほとんど作品の上映してもらう、向こうからスタッフが来るが、その旅費と機具関係、その辺にほとんど飛ぶが、それに映画なのでもちろんフィルム代が要るので、それと入場券とかチラシの印刷製本、その辺まで含

む。

委員長（宮崎良保） いいか。ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第10款・災害復旧費

153頁。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 第12款・諸支出金

155頁。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 今までの歳出全般についてご質疑願う。

近藤委員

委員（近藤育雄） 成果報告書27頁の商工会関係で一番下のほうの産業に書かれているが、「専任の消費生活相談員を配置し窓口業務を行っています」の件だが、効果があっているようだ。12件減少とかあるだが、その一番下に町内で発生しているのかという懸念があるので、ちょっと情報がないものだから、把握していたらこの数的なことを質問したいが、「悪質なトラブルが増加していきます」と書いている。内容とか件数とか、実際に出たのか紹介できるものであれば何う。

委員長（宮崎良保） しばらく休憩する。

3:37:50

— 休憩 午後 2時38分 —
— 再開 午後 2時45分 —

委員長（宮崎良保） 再開する。

産業振興課長

産業振興課長（西村久之） すみません、少し暑くて頭がぼーっとしていた。

悪質なトラブルというのは、実際購入してないのに代金の支払が来たというのが3件、実際注文していないのに品物が送ってきて「金を振り込め」というのが2件、その他、携帯関係で嫌がらせのメールとかが2件、以上7件。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。

末永委員

委員（末永一朗） 農林水産業のほうで、先程、小辻議員の質問に関連するが、セーフティネットは私も実際入っている。大変助かる。その中で、やっぱり説明不足と思う、組合に対して。だから山川参事さんが総会の時に言うだけで、できれば地区回りして「こういうことがありますよ」と説明してもらえれば、皆分かるかと思う。その他に、振興課長も分かったように船をドックに上げるペンキ代とか、そういう諸々を補填するようになってるので、そういうのを含めて漁協に働きかけて、地区回りして勧めてもらえればと思うので、よろしく願います。

委員長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） その点は業者のほう、もともと漁協が中心になってやるべきだと思っているが、行政も一緒になってその辺は改正していきたいと思っている。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。

浦委員

委員（浦 英明） 成果報告の22頁、新規イノシシ発生地区生息環境調査事業というのがあるが、前に聞いたかと思うが、大体何頭ぐらいいるのかははっきりした数は分からないということだったが、現在でもまだ大体の数は分からないか。

委員長（宮崎良保） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） 生息数についてはもう多くの地区に跨っており、把握することは困難かと思っている。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） その下に有害鳥獣被害防止対策事業、それからイノシシ侵入防護柵設置事業、小値賀猟友会事業、こういったもので、イノシシが入ってくる、あるいはイノシシを撃退する対策がいろいろと含まれているが、例えば全国そうだが、たくさんいるところにおいて、そういった事例を研究してこの防護対策あるいはイノシシを捕獲あるいは退治するという関係で、ある人がこんなことを言っていた。宮崎県のほうから猟師が来て、それをタダでやってやると。その見返りとして、捕ったイノシシを自分が貰ってさばいて売るとか食用にするとか、そういう話を聞いたが、そういった事例がないのか。またどうしたらイノシシを捕獲できるのかといったことについてどのように考えているのか。

委員長（宮崎良保） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） イノシシの捕獲については大変苦慮しているところだ。25年度も佐賀の捕獲のプロ、全国で有名な方を招聘して、イノシシの捕獲、習性等を勉強した。また地区の実施隊を集めて1班あたり5~6名程度で罠の設置の仕方を直々に指導してもらった。2日間かけて。これを2回ほどやった。イノシシについては捕獲と防御という形で、被害の防止をすることも大事だと思っている。それで海岸線を25年度からワイヤーメッシュで巻いている。そういう進入の防止も被害防止に繋がる。捕獲については今言ったとおり取り組んでいるが、なかなか実績が上がらない。今現在44頭捕獲されているが、くくり罠による捕獲がなかなか難しいので、今言うように専門のプロを雇ったりするのも1つの手かと思うが、県のほうに聞いてみると宮崎あたりの捕獲者は性質が悪いということなので、佐賀、大分とかから犬を使った追い込み猟とか、そういう施策もあるようだ。そういうのを小値賀島内でできないか検討する必要があると思っている。26年だが、国の補助、ソフト事業で、くくり罠じゃなくて大きい囲い罠を導入してセンサーで捕るような事業もあるので、そういうのを活用して、被害や生息数の多いところを重点的に取り組めば、いくらか捕獲が進んで被害減少に繋がるのではないかと思っている。

委員長（宮崎良保） 浦 委員

委員（浦 英明） 水際対策としてワイヤーメッシュを張っているということは、前からやっているのだから分かっていて。しかしワイヤーメッシュも穿り返してということもあるようだが、それは何頭かに過ぎないが。それと今、くくり罠に変えて囲い罠をやると言ったが、囲い罠をやっている人に話を聞いたが、子どもはかかるが親はかからない。親のほうで頭がいいんだろう。子どもしか、かからないから非常に困っていると聞いたので。一応、

さっきの答弁で分かったが、いろいろあちこち事例を集めてやっているようなので結構だが、囲い罫以外にも違う方法を見つけて、是非とも親を捕獲してもらいたいと思っているが、いろいろ考えてやっていくようお願いする。それについて答弁願う。

委員長（宮崎良保） 産業振興課理事

産業振興課理事（尾崎孝三） イノシシ捕獲についてはいろいろなところと連携をとって、また指導を受けながら、特に成獣を少しでも多く捕るような施策を講じていきたいと考えている。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。

末永委員

委員（末永一朗） 商工観光の中で、去年も質問したと思うが、小値賀観光の名所の立て看板の事業はその後どうなっているのか。

委員長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（升水裕司） 景観関係で建設課がやっているの、うちのほうから答弁する。今、五島地域の広域景観というのを県が主体で事業をやっているが、その広域景観推進事業の中で、一応、アクションプログラムを作っている。その中で各地域に誘導するというか、案内サインの整備ということで、アクションプランによっているの、それに基づいて、今、デザインを決めつつある。もうそろそろ決定する。総務課のほうに予算がついている分、今年度中に何個かつけるが、案内板の中にもランク付けをしている。重要なところと次の分、次の分、ということで、まずは重要なところを予算のある限りつけていく計画だが、そういうふうにして進行中だ。なので、ここは柳地区なので柳、そしてこう行ったら五両の方向、こう行ったら中村の方向とか、そういう立て看板のデザインに入っている。

委員長（宮崎良保） ほかにないか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 質疑なしと認める。

これで質疑を終わる。

執行部の皆様、お疲れ様でした。

しばらく休憩する。

3 : 56 : 34

（執行部退室）

— 休 憩 午 後 2 時 57 分 —

— 再 開 午 後 3 時 15 分 —

委員長（宮崎良保） 再開する。

一般会計について質疑を行ってきたが、特別委員会として、本日は一般会計についての意見を伺い、整理したいと思う。

浦 委員

委員（浦 英明） さっき議長が言ったように、やっぱり今回は不納欠損が出たということが一番、皆が共通認識として捉えていると思う。これはちょっと例としてふさわしくないが、例えば漁協でいったらそんな事件があったもので、それに対しては理事者が払った。

個人で払った人もいるし、地区から出た役員がということで、地区の人が払ったということもある。それからすれば、理事というのは、ここで言えば議員ということになるのかと、そういうことは考える必要もないとは思いますが、ちょっと少し怖いなど。怖いというか、いくらなりと自分たちも払わんといかんのかなと。しかし根本的には我々はそれだけ指摘しているのだから、執行サイドがその指摘をちゃんと聞いて処理手続きをしていればよかったが、それがしてないんだと。だから我々には責任はないと言いたいが、そうは言っても少し責任を請求された場合、あるのかなと思っている。これはまた我々の中で話をしているのだから、条例についてはまだ後からやるような感じで、我々が言ったことに対して耳を傾けて、極端に言ったら、「前向きな話はしないが考えているので近い将来やります」というふうにしか聞こえなかったと思う。19年度に出たときに質問したが、また同じこと言って申し訳ないが、3万1,800円か出た時に、不納欠損というのはどういうことかと。こうこうこうだと説明されて、不納欠損は、漁協で言ったら債権不納分を処理するのだから大きな問題だと。小さな金額であってもちゃんとやっていかないといけないと言って、どういうふうにするつもりかと聞いたら、今日言った県の回収機構に入ってやると。それで私も尋ねたが、これは止めたと聞いたが、今日はまたあるんだと、吉元課長が言ったので、あればあるで結構だが、しかしこれ以外にもまだいろいろあると思う。そういう手続き処理をしなかったということが1つあるし、回収を怠ったということがある。何故かは私も分からないが、そこ辺りはやっぱり小値賀町は皆同じ顔が見えて、なかなか行けない、強く出られないというので今まで遅れたのではないかと。これも私の意見として出したが、私があるところにいた時には、沖からその人が帰って来た時に、極端に言えば、小辻議員の名前出して悪いが、「あそこの事務所に私をちょっと置いてくれ」あるいは「誰が来たか教えてくれ」と、時間帯に行って貰ってきた。何十万円ある中で、もらえない場合は1万円あるいは5,000円とか、取ってきた。「お前は弁当箱持って行って、今日は取ってこい。お前の仕事はそれだから帰ってこなくていい」とか、そんなことも言われたし、やっぱり民間と言っていいか知らないが、そういうところはと厳しいのだ。今日議長も言ったが、そこら辺りに対してもう少ししっかりした気持ちというのがなかった気もして、ちょっと残念だと思う。それはそれでいいが、収入未済額がわずかであるが、年々増えていつている。これも近いうちに滞納となり、滞納処分を怠れば不納欠損が出てくるし、今後もういくら出てくるのか分からないが、そこも何年後にはいくら、というのも聞いて、我々も覚えておかないといかんと思う。やっぱり町民から強い叱りを受けると思うので、それはやっぱり矢面に立って考えなければならぬと思う。それ以外にも、こういうこと言えば議長から言われるか分からないが、私は個人的にも議員として払わなければいかんのかなと、少しは思うが、そんなことは広めたらいかんからこの場に留めるが、それが大きな問題なので、ほかにもまだいろいろあるが、中を精査していないのでそれだけに留めさせていただく。

委員長（宮崎良保） ありがとうございます。大体4つの大きな項目があったように思う

が、不納欠損の発生で共同の債権の保証も議会にはあるのではということが 1 つ。条例制定についても前向きな姿勢がなかったのが 2 つ。長崎県回収機構に加入したが、こうなるまでに回収ができなかったのかというのが 1 つと、民間に比べて安易に考えていないか。未収債権額が多額になってきておれば今後も心配であるから早急に何とかしたいというのが主な内容だったと思う。

ほかにないか。

伊藤委員

委員（伊藤忠之） 歳入歳出の予算は全体的についてはあまり問題はなかったが、先程言った不納欠損は重要な問題で、それを省いた状態では、主だった注意事項は私はない。特に特別交付税と地域を元気にする支援金の大幅で、結局その余剰金を基金のほうに回したと。いろんな振興基金とか。その分を今後はうまく活用してもらって有効に使って欲しいということと、不納欠損については、先程、浦議員とほかの議員も皆一緒だと思う。以上。

委員長（宮崎良保） 大体一緒だが、余剰金の有効利用をしてくださいということだ。

土川委員

委員（土川重佳） 不納欠損は、浦議員、我々も勉強会等もちよっとやったが、これが発生するというのもやはり役場の管理不足でもあるし、浦議員の言うとおりで。逆に私は何故こんなに未収が増えるのかと考えた場合、さっきでも皆が言うとおりで、産業、特に水産業の衰退ということで、後継者がいないということが問題になっている。やはり私は今後この町を元気にするためには、今の小値賀町民ではマックスと思っている。それに伴って地域おこし隊等が 3 年間の猶予期間を終えて小値賀に根付くのか、出て行くのかという心配もある。そういうせっかく来た、小値賀に根付こうとしている人たちを、これからどういうふうなことをやって根付かせるのか。浦議員がさっき、交流会もあったようなので、そういうところを議会として取り上げて、私もちよっとそこんところは知らないが、そういう意見等も吸い上げてやっていかんば、税金の滞納というのは、払いたくてもない人だろうが、さっきは建設課長が言っていたが、家賃の滞納のようけある人は出て行ったと言ったが、出て行くのはいいが、小値賀の島から出て行かれたら困るのだから、どうやって生活していくのか知らないが、そういう人が発生しないための対策、そこだけだ。そういうところを今後は、今日の決算認定において考えさせられた。

委員長（宮崎良保） 産業の衰退、後継者不足が不納欠損の主な要因だと。新しい人材を小値賀に根付かせることができるかが今後の検討課題ということだ。それと家賃滞納の発生をしないようにしていかなければならないということが主な意見だ。

小辻委員

委員（小辻隆治郎） 不納欠損はさることながら、皆の言うとおりでかなと思う。一応、債権条例とか、ともかくいろんな問題発生の際に議会は何をしていたのか、そして行政に何を薦めたのか、ということが、おそらく議会に対しては問われると思う。そういう意味では、今のところ議会としてはそういう活動をしたということで、浦議員じゃないが、私は赦免状かなと思っている。そういう意味でも、しっかり議員から今度は条例案を出すとい

う方向性も、少しは見えてくるのかなと考える。ほかの事に関して言えば、従来 25 年決算、24 年決算、いずれも私の問いにもあったように、農業とか漁業者の生活環境がどんどん悪化してくるということに対して、行政がどのように力を入れるかということに対する緊張感が足りないというのが正直な感想だ。漁業の、例えば磯焼け対策とか燃費についても中途半端。一方では漁業者を大事にせんば、漁業者が小値賀の産業だと言いながらそれなりの覚悟を持って対処していない。ほかのものは削ってでもどちらを優先すべき。農業についても、高齢化になって後継者もない。はっきり言って。担い手で I ターンに多少の光が見えるとしても、まだまだ未知数というのが正直なところだ。そういう意味では、伊藤さんがいったように実えんどうを主体にして、あとはプラスアルファ、メロンをするのかトマトをするのかブロッコリーを作るのか。そういうことを町が方針として決めて、そういう形で、いくら収穫が減っても町としては応援するというような体制を整えていって、収入の安定性を図るという今後の展開が必要なのに、25 年度の決算においても、全然、徹底した、先の見通しを立てたやり方はしていないというのが、はっきりした感想だ。26 年度予算についてもそういうのが見られるので、果たしてそのままずるずるいって、やるべきことを何もしていないのじゃないかと考える。そういうところが私は不満だ。以上。

委員長（宮崎良保） 皆さんの言うとおりの、24 年 25 年、農水産業者の生活の救済の行政の対策がまだまだ見えない、努力が足りないというところだ。UI ターン者の期待は未知数である。今後は実えんどう等の主な産業に力を入れて応援していくべきだろうということだ。

松屋委員

委員（松屋治郎） 不納欠損額が 38 万 2,900 円ある。そのような中に収入未済額が、去年度町税も含めて 55 万、それから使用料で 197 万というものが新規にある。これが去年よりも増えてきている。だからやっぱり、今後の税収が見込めない中に、徴税に対する取り組みを徹底して、少しでも不納額や収入未済額を減らす工夫を徹底的にやるべきじゃないかという感じを受けている。

委員長（宮崎良保） 不納欠損と収入未済額が増えつつあるということで、今後は徴税対策をみながら一生懸命やるべきだということでもいいか。 末永委員

委員（末永一朗） 不納額のことについては皆と一緒だが、さっきから議長の説明にもあったように、私も条例を作って条例に則っていけば何の心配もないじゃないかと思う。その中で今日、住民課長の説明を聞いていると、何か我々の特別委員会の時の話とあまり変わっていない気がする。これはやっぱりちゃんとした条例を作って、その条例によって進めていったほうがいいと思う。また今回の一般会計は、それなりに取り組んでいるところは見受けられるが、まだ、小辻議員の質問にもあったように、磯焼け対策に対して、県のモデル事業の予算は今年で終わると思う。それに対して、自前でもちゃんと予算を組んで力強くやるよ、というような答弁があるかと思ったが、何かうやむやに終わったような気がする。そこら辺も産業委員会でやっていきたいと思う。・・・取り組んでいるところは認めてやらないといけないが、これから高齢化社会に入っていく中で、に対しての金額が見

えてくると思うので、そこら辺の出費をなるべく押さえて取り組んでいくことにかかっていると思う。

委員長（宮崎良保） 条例を作っていけば問題はないという内容だ。決算については磯焼け対策について、自前で取り組むような格好が見えなかったということでもいいか。

近藤委員

委員（近藤育雄） 今回の不納欠損額計上については、大体、もうこの決算で出ると予想されたことで、私も質問とかは入らなかったが、今回、出すことによって町民の目はそこに行く。今まで 26 年度から開始するというので、これは 25 年度の不納欠損だが、これからの回収する姿勢あたりを、債権条例もペナルティ条例もないのかという時に、町民からちょっと弱腰だと思われる要素の 1 つになると思う。だからこれは、今回は当然間に合わなかっただろうが、早急に作るべきだ。議会はこれに相当、議長が主立って抗弁してくれたが、相当抵抗したということで、功をおさめるわけではないが、今後の 26 年度からの本気の債権回収の努力あたりを議会も、自分で取るわけにはいかないが、プッシュしたり様子を見つつ、注視しつつ、それで動いていかなければ、この未納額は 25 年度も増えていたが、またまた累積増になる可能性が充分あるので、注意して見ていきたいところだ。それと決算額総額については大型事業が減ったために 34 億 8,000 万ぐらい？から 28 億ぐらいになったが、その中で見る限り適正な運用はされとったかなという気がする。ただ 26 年度の予算が当初から 28 億 7,000 万、もちろん内容が含んでそれで走ってるから、どこまで積みあがるのかなという気がする。それも 25 年度決算を見ながら、26 年度の予算執行も注視しつついかなければならないなど。あやふやなことを言っているが、あと感じることは、さっきから出ているように担い手育成、担い手公社の研修生、卒業後もすぐに就農して食っていけというの、結構厳しい話というのも聞いているので、何年かに渡るケア、それと今、地域おこし協力隊 4 名の育成が相当気になる。できるだけ小値賀に残って定住してもらえるような、そういうケアも、ちょっとしかないけれど、そこら辺を見なければと思う。観光については、いよいよ世界遺産登録が目の前に来ている状況の中で、本当に野崎を含めて町内の観光施設も、目の肥えた観光客に対して耐えうるのかという気がする。観光行政については相当に力を入れて 26 年度 27 年度につなげねばならないと思っている。

委員長（宮崎良保） 今後、町民に注目されると思うので、やはり条例も必要なのかなということだ。26 年からの未収債権徴収については、行政についても議会についても今後一生懸命検討していくべきと。決算については大体問題はなかったが、27 年度予算について注視していきたいと。担い手育成については今後の数年間のケア、地域協力隊の今後のケアも検討していくべきと。観光行政については世界遺産等々があるので、強力に力を入れていかなければならないというのが主な内容だったと思うが、いいか。

意見が出揃ったようだが…。

議 長

議長（立石隆教） 土川議員と松屋議員のことについて委員長が纏めた時に、後継者云々

の問題は不納欠損の問題と関連をしているというふうに言ったが、不納欠損ではなく未納、滞納の問題というべきだ。それから松屋議員も同じように不納欠損と言ったが、これは滞納の問題だ。そのあとに結果として不納欠損があるので、そこを間違えないように指摘しておく。それからさつき浦委員が言ったように、我々も少しは払わなきゃいかんのかという心情は分かるが、我々が払ったら公職選挙法違反だからどう頑張っても払うことはできない。そこを押さえておいてほしい。一般の方々のイメージとすれば、「お前にも責任があるから少し払えよ」というのがあるが、これを実行すると我々は法律違反になる。だからこれはできない。やらなきゃいけないのは町長だ。債権を管理する人は誰かということ、議会じゃない。債権管理者は町長だ。したがって住民の訴訟は町長に対して為されるものだ。だから町長は払わなければならないことはある。しかし議会が「町長を少し応援せねば」と言って半分ぐらいみましようとなった時には、これは公職選挙法違反の9に当たる。したがってできないというふうにご理解を。心情的には分かるができない。それから19年度の話も今日は出たし、それより以前においても議会では、この滞納問題については指摘をしてきたということだが、いずれも、19年度もそれより以前も、滞納金問題は全てちゃんと取り立てに行けという話だった。今度も話と全然違う。つまり取り立ての問題ではなく、今度の場合はステージへ上がっている。レベルが上がっている。それは何かということ、一般の会社は取り立てだ。漁協もそうだ。取り立てないあなたがいけないという話になる。ところが今度の問題は、滞納ではなく不納欠損の問題だ。つまり、滞納の時には財産はまだある、小値賀町に。ところが不納欠損になった途端、持ってた財産が消えるのだ。ここが今のところ一番の問題だ。その時に法律上、「不納欠損にして消しても良い」という話があるので、法律に基づいてれば何の問題もなく、法律ではそうなってるのだからと町民には言えるわけだ。だからそれでいけばいい。ところが問題は、その法律の中に「やるべきことをちゃんとやりましたか」「法律に書いてあることをしましたか」と聞かれた時に、取り立ては行った。じゃあ「取り立てられなかったらどうすればいいのか」ということはわざわざ国税徴収法に書かれている。その時は「ちゃんと財産の調査をして差し押さえしろ」となっている。だから取りっぱぐれがあるはずがない。それをやれば。でもそれをやらなかったのだ。つまり法律に基づいて処理をしなかった、執行部は。議員に責任があるとすれば、そのような法律があるということを指摘しなかった責任はある。しかしそうしたものは財産管理をする責任者がやるべきことで、議会がそこまでいろんな法律を分かった上でそこまでチェックできるかっていうと、今の議会では無理な話なので、そこまで責任を負わされても、というところだ。我々の立場は。だが一度この法律を分かった以上は、その法律に基づかなかつたのは何故か、これからの姿勢はどうあるべきか、ということを徹底的に議会は追求しないと、今度は議会の責任になる。ということだ。今、重要な課題は。そういうことなので、執行部に対しては、ちゃんと今まで滞納処理、滞納処分をしなかったのは、きちんとした管理条例がなかったからだ。その管理条例の中に、町長の責務としては「町の債権を適正に管理しなければならない」ということを改めて謳う必要がある。

「台帳の整備をする必要があるということを謳いましょう。それを示しなさい。私達はふんどしを締めなおして頑張りますという姿勢を示しなさい」と議会が言ったのが決議だ。ところがそれを「いや、できませんでした」と言ったわけだ。これを許しては、小値賀町議会としては、今度は町民から言われる。それまではちゃんと言った。法律を分かったのだから、「滞納整理、滞納処分をきちっとしなさい。滞納金を取りなさい。督促状を取りなさい、となっているだろう」ということを、我々は指摘した。だから議員としての責任は果たしてきていると私は思う。ただ、「もうちょっと早く法律を勉強しろ」と言われれば「へへへ」と頭を搔かないといかん。だけど、分かってからの議会の対応は、実にきちんとやったと思う。そうやって「あなたたちきちんと出しなさい」と言ったのに、出してこなかった。ここからあとをどうするかという問題だと考える必要がある。だから不納欠損になった時がものすごく大事だ。滞納金である場合はまだ「取立ていきなさい」で済むが、不納欠損になったものに対しては、今度こそ「法的にきちんと問題ない不納欠損の仕方しなさいよ」と。不納欠損してはいけないという話ではない。法律は不納欠損してもいいようになっている。問題はそこに至るまでのことをきちんとやったかということだ。そこを管理条例で「私達の姿勢はこれからはきちっとやります」というふうに謳うべきだというのが議会の決議だ。そこで、執行部がなかなかそこには踏み込まないというなら、議会が条例を作るということになるのではないかと、私は。今までの流れから言えば。作らんちゃもん、しょうがなかよ、親父が言うこと聞かねばしょうがなかろうがとって済む問題ではない。議会はそれだけの権限を持っているのだから、条例を提出する。そして今回は間に合わないみたいな話をしたが、今回の12月会議は一応、11日までだから。条例を提出することはできる。だから提出してもらえば、11日に上程すればいい話だ。だからできないことはない。もっと言うと、まだ会期中だから、そのあと26日までに出すということも可能だ。その辺は是非、協議をしてほしいと思う。

委員長（宮崎良保） 債権のことについては、町長に全責任があるということでご理解を願いたい。不納欠損までにやるべき処理をしたかということが一番の問題だろうと思う。それをやったかどうか、やはり管理条例の中でチェックするべき事柄であろうから、管理条例をちゃんと作ろうということで、町長が作らんなら議会に出そうというのが議長の思いだと思うが、このことについては全員協議会で検討をお願いする。あまりにも問題が大きすぎて。ということで…。

議長（立石隆教） この委員会の意見として、これは検討すべきだと。できるだけ早めに、ここを出さないなら議会に出そうという意見になりましたと。

委員長（宮崎良保） これを言うのは本会議じゃなくてもいいのだろう。本会議でか。
（「ここで決めてもらえば…」）

委員長（宮崎良保） この場か。じゃあどうするか。大方は作るべきだと思うが、この協議について。

委員（浦 英明） 委員長は、この問題は大きいのであとで全協を開いてやりましょうと

いうことだが、議長はさっき 11 日にあてることも可能と言ったが、私はちょっと 11 日は早いかなと思うので、そのことを今日ここで決めて、それをどういうふう以案を練るのか。できないことはないだろうが、私はちょっと厳しいかなと思って。皆さんが 11 日というなら 11 日に…。

委員長（宮崎良保） 行政についても、規則等々を作るよというのははっきりしているわけだ。決して債権条例を作らないというわけではないが、とりあえずは規定の要綱で対応すると言っている。なので、これが今議会に出すほど早くすべきなのか、というのはどうか。

委員（浦 英明） 条例が一番主で、厳しいのだから、そのあとに規則だから別に議会に出さなくていいのだから、条例だけまず作って置けばいいのだから。

委員長（宮崎良保） 表の、ちょっとした 1 頁ぐらいの条例を作れば、あとは規則でできるのだから…。執行部があまり、今のところ進行状況が良くないので、我々でやることにするか。作って、提出することに賛同するか。異議なしか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 異議ないようなので、この条例については、全員協議会で検討するようお願いする。よろしいか。

（マイクなしのやりとりあり）

委員長（宮崎良保） ということで決定したのでよろしくをお願いします。

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（宮崎良保） 採決は、特別会計の質疑及び意見を聞いた後に行う。

以上で、本日の委員会を終了する。

特別会計は明日、午前 9 時 30 分より開議する。

— 午 後 3 時 51 分 散 会 —